

# The Kansai University Bulletin

Osaka, May 15th, 1923.—No. 9.

# 報學山里千

行發日五十月五

號 九 第

年二十正大



山 里 千 の 綠 新

阪 大

番九四〇一  
番〇七五五) 堀佐土話電

局報學學大西關

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

# 千 里 山 學 報 第 九 號

次

繪——新緑の千里山(表紙)——山岡總理事と  
エリオット博士—アダム・スミスの肖像—講演  
中の犬養木堂氏—千里山學會に於ける片岡博士  
—最近の中井留學生と同氏が在任のジェネヴァ市  
—校友會東京支部春季總會—外遊當時の新藤紫  
朗氏—中村虎次郎氏—丹木氏の家庭—岡山縣人  
會の木堂翁歡迎記念撮影  
エリオット博士—山岡總理事  
ドイツ現在の經濟狀態に就て  
神戸駐在ドイツ領事 ゲー・シュベツカ博士  
アダム・スミス 伊 藤 乃

學内報——織田顧問の渡歐—入學式並に宣誓式  
舉行—第十二回「學の實化」講演會—第十三回  
「學の實化」講演會—千里山學會の成立—大學豫  
科第一學年委員任命—教員囑託—校醫囑託—野  
村獎學資金受給者—本學年度入學生數  
内外通信——ニューヨーク・カーネル大學ティチ  
エナー教授より—水谷教授の近信—中井留學生  
の近況—在ワルソー佐佐木校友よりの消息  
校友會報——九念坊會春季懇親會開催—三九會第  
九回例會開催—校友會大阪支部春季懇親會—校  
友動靜—校友住所移動—校友改姓名—校友逝去  
—本年度卒業新校友現住所  
校友の面影——新藤紫朗氏—中村虎次郎氏  
校友の家庭——丹木三三氏  
學生彙報  
關西甲種商業學校彙報  
府市政大觀 大阪府會議長 廣 瀨 德 藏  
本誌維持費受領報告  
雜錄—編輯餘錄

## エリオット博士と山岡總理事

本學が愈其の陣容を新にしたのはとうき一箇  
年前のことであつた。そしてそれは又同時に、  
我が山岡順太郎氏を初めて本學總理事として  
迎へた時でもあつた。私は當時の本誌で、氏  
に對する私共の期待の一端を述べて置いたこ  
こを記憶するが、爾後漸く一年、着着として



が今更らしく其の喜びを新にするのも決して  
無理なことではない筈である。  
氏が本學理事者の一人として、其の就任以來  
内に外に、將た有形無形に、如何に本學の爲  
めに盡す所大であるかは、詳言すべく寧ろ贅  
言である。唯茲に特に一言したいのは、氏其  
の人が、輒近非常の熱心と興味  
を以て、大學經營に關する學  
理的並に實際的研究を續けつづ  
ある事である。  
之に就て思ひ出すのは、現米國  
ハーヴァード大學名譽總長エリ

エリオット博士

そのが實現されつつあることを、幾多  
の事實を通して觀取することに得、更  
に新なる喜びを感じざるを得ない。  
期待はいかにその實現の可能性に對す  
る多大の信念を以て懷抱されてゐるも  
のであるにした所で、それが未來に關  
する事柄である限り常に單なる期待で  
あり、未知數である。私共が氏に對し  
て抱いてゐたそれも、勿論充分に察知し得た  
氏の全人格を基礎として打ち立てたものでは  
あつたが、嚴密な意味に於ては、やはり未だ  
實現されない將來に對する豫想に過ぎなかつ  
た。従て其の豫想がかくも短日月の間に現實  
化され、裏づけられて來たことに就て、私共



オット博士が、曾て其の著、有名な大學經營  
論 (University Administration) の中で言つ  
てゐる『大學經營に關する學理的若くは實際  
的メソッドは、同時に大學外の事業の經營に  
も役立つ』云ふやうな意味の語句である。  
今右エリオット博士の説く所を逆に解釋して

大學外の事業の經營方法も亦た多くの場合に  
於て、之を大學經營に移す事が出来るに云つ  
ても、甚だしい過誤に陥る事はあるまいと思  
ふ。

山岡總理事は人も知る如く多年實業界に在つ  
て、あらゆる事業の經營に當つて來た。従つ  
て此等事業の經營に關する一切の經驗にして  
苟くも移して以て大學事業經營の上に應用し  
得る程のものは、遺憾なく之を應用しつづあ  
る事は疑を要しない。而も氏は今や大學特有  
の經營策につき熱心に其の研究を續けつづあ  
る事は右に述べた通りである。私は今氏の研  
究が着着として成りつつあるのを喜ぶと共に  
更に其の完成を本學の爲め、將た我國大學發  
達の爲め特に翹望してやまぬものである。

### エリオット博士の略歴

エリオット博士は一八三四年三月廿日米國ホ  
ストンに生る。一八五六年ハーヴァ  
ード大學を卒へ、後歐洲に留學して  
總 其の專攻學科化學を研究する傍ら教  
育學を學んだ。歸米後母校其の他で  
事 教鞭を取つてゐたが、一八六九年三  
十六歳でハーヴァード大學總長の重  
職に就き、一九〇九年迄實に四十餘  
年の永きに亘つて其の職に在つた。  
一九〇九年以後は、同大學名譽總長となり、  
閑地に老を養ひつつ尙ほ現に學術上、教育上  
其の他の問題に付て、時時卓見を發表してゐ  
る。本年三月の Current History には "An  
Essay of American Democracy" といふ同  
博士の論文が出てゐる。

第十回「學の實化」講演摘録

ドイツの經濟的現狀に就て (承前)

神戸駐在ドイツ領事 ゲー、シュベツカ博士  
關西大學講師 辰巳經世 譯

此は實に不合理な事である。若しヨーロッパの各國が、石炭の缺乏の爲めに困惑してゐるに云ふのなら、成程首肯する事も出来る。併し此等の各國には、實は有り餘る程の供給があるのである。英國にしても、フランスにしても、又ベルジウムにしても、消費し切れない程の石炭が供給されてゐる。而も一方ドイツでは、前述の通り、石炭缺乏の爲めに各種の産業界は勿論、一般人民の日常生活すら非常な苦境に在るのである。

**鐵鑛産額の減少** 次にドイツの鐵鑛の産出額は、アルサス・ローレン及びアップー・シレジアの喪失に依り著しく減少した。即ち一九一三年の産出額は二千八百萬噸であつたが、一九二一年には、僅かに六百萬噸しか産出されなかつたのである。

ドイツで鐵及び鋼鐵を製造する爲めには、自國の鐵鑛の外にフランス、スウェーデン、若くはスペインから産する特殊の鐵鑛を混合しなければならぬ。然るに、此等他國からの鐵の輸入は、一九一三年には一千六百萬噸もあつたが、一九二〇年には唯だ六百四十五萬噸しかなかつた爲め、鐵及鋼鐵の生産高は從て減少した。

かりでなく、アップー・シレジアに於ける鋼鐵製造工場までも失つたに云ふ事は、此の間の事情を究める上に於て重要な事實である。

**工業の衰退** 此等の實情の下に、ドイツの工業は戦後非常に困難な地位に立ち至つたのである。所が、他面に於ては、戦時中凡ゆる力が戦争の方へ注がれた爲めに、國內市場は各種の物資の充分な供給を受ける事が出来なかつた。其の結果としてドイツの工業が、戦後國內に十分の販路を見出し得るに云ふ事は明かであつた。而も此の事は凡ての工業に當てて然るのであつた。即ち換言すれば、戦後自國內に、其の工業に對する多大の需要があつたのは勿論である。それにも拘らず、ドイツの工業は、今度は賠償交付に要する物資の生産に追はれ、依然として國內市場の割切な需要に應ずる事が出来ないのである。

**國內に於ける物價の高騰** 前述した所に依り、其の必然の結果として、ドイツ國內に於ける物價騰貴の實狀は、何人にも容易に諒解される筈である。即ち、若し物資の供給が充分であれば物價は下落し、反對に若し物資の供給が需要を充たすに足らなければ物價は騰貴する。此の後の場合が、特殊の理由を有するマルクの下落は關係なしに、戦後ドイツに起つたのである。

戦後ドイツが、一時國內に於ける俄景氣を経験した時、世界中の他の國國では、著しい物價の暴落が、一般事業界を不景氣に導いて未曾有の大恐慌を惹起せしめた。即ち全世界には、餘りに多くの原料品や製造物資があつたのである。

各國では、物價は尙ほ戦時中のレヴェルにあつたが、ドイツでは、殆ど凡ての生活必需品は、政府の物價調節に依り、比較的低廉を保つ事が出来た。同様の理由で、生産費も亦比較的安かつたのである。而も其の安價に云ふ事は、賠償の爲めの貨幣の支拂及び莫大な物資の交付に依り、又輸入超過に依つて、マルクの價値が著しく減退した際の事にて、一層顯著であつた。

**難事の遂行** 此等内外の情勢は、戦時産業から平時産業に轉ずるに至つた時、即ち平和條約締結後、ドイツの産業が不況に打ち克つ事を助けるのに力があつた。而して斯の如き助力は、非常に重要な事であつた。

政治的及び社會的の革命が勃發して居り、且つ内外の政治的の事情が如何に變化するか何人も豫測し得ないやうな、非常に重大な事態の下に斯の如き事が成し遂げられたのは、極めて困難な事であつた。此の點に就て、諸君はかのラインに於ける工業の中心地が、占領された地域に在るに云ふ事及びルール地方に於ける諸工業が、フランスからの所謂制裁の、絶わざる威嚇の下に會てあり、又現に尙ほあるに云ふ事を想起されるであらう。

ドイツの工業は、戦時生産を罷めて、平時生産を始めた時、比較的調順であり得たのである。然るに、戦後最初の二ヶ年の間に、物價標準が、外國のそれとの間に非常な差異を示したので、外國人——多くは隣國人——はマルク相場場の崩落毎に、潮の如く這入つて来て、各種の貨物を非常な安價で購買した。例へばベルジウムやオランダからは、空の貨物自動車を持ち込んで、無数の生品を満載して歸つて行く者が多かつた。眞面目な商人達も亦勿論低廉な物資を獲得する最良の機會を捉へた。從て、ヨーロッパの或る國國に於ける物價下落が、安價なドイツ貨物の輸入に基因したに云ふ事は疑の無い事である。其の結果として、ドイツからの輸入を禁止又は制限する目的で、所謂アンティ・ダンピング・ローを實施した國國もあつたが、其の理由を諒解する事は困難である。何故なれば、戦後各國共物價下落を非常に翹望してゐたからである。

**ドイツはダンピングを實行しない** より高所に立つて考へて見ても、世界中の人民は、高級の品物を低廉な價格で求める事を喜ぶ筈である。併し、ドイツの此の物價低廉の効果は、餘り過大視すべきではない。ドイツから輸出された商品の價格は、戦前と比較してすら、寧ろ安かつたものではあるが、併しドイツ政府は、別に又自國貨物を、世界の標準市價以下で賣る事を防止する爲めに、凡ゆる努力を拂つたのである。

ドイツ自身の國內市場に就て云へば、空虚な市場への供給が充分でなかつた爲めに、生活必需品の不足が、一層痛切に感じられた。だから物價は、國內に於てすら非常な速度で騰

貴した。殊に其の原料を外國に求めなければならなかつた凡ゆる製品は、忽ちにして、世界の標準市價に達したのである。従て經濟上の各要素が、充分に活動してさへるたならば、ドイツの物價は夙くに世界の標準市價に達してゐたであらう。

物資に依る賠償 製品や原料を以てする賠償支拂及び輸出に國內市場の實狀は、ドイツ工業に多くの仕事を齎した。失業者の数がドイツでは、他國に比して遙かに少かつたのは其の爲めである。

併しながら、此の事實を見て、ドイツの經濟狀態が順境に在つたに速断するのは誤りである。既に述べた通り、物資に依る賠償が行はれた爲めに、工業労働者等は、職業もあり従て多少の利益は得たとしても、此等製品は賠償の爲めに交付したのであるから、結局全體としてのドイツ經濟體に取つて損失となつたのである。

ドイツ政府は、租税や關稅からの收入に依つて、出来るだけ此等の製品に對し、支拂つてはるが、併し如何なる方法を以てしても充分云ふ譯には行かないから、マルク紙幣の發行を餘儀なくされてゐる。其の結果として、兌換券の数は勿論増加し、所謂通貨の膨脹は避け難い事である。従て物價は兌換券の發行と正比例して騰貴してゐるのである。

輸出に依る損失 右の狀態は四ヶ年前の休戰當時から今日まで續いてゐるのであつて、何等かの救済方法が見出されない限り、それを防止する事は不可能である。

茲に又ドイツの現狀を觀察せんとする人達が是非知らなければならぬ今一つの點がある。

それはドイツが商品の輸出に依る非常な損失に苦しめられてゐる云ふ事である。即ちドイツは、餘りに安く自國製品を輸出した。前に

も述べた通り、外國人は非常に低廉な價格で、獨貨を購入したのである。勿論其の低廉云云が、世界の市價に比して少し位の割合で

大正十二年本學大學豫科第一學年學生出身學校學業年齡別人員表

Table with columns for school names (e.g., 大阪府立天王寺中學校), graduation status (e.g., 畢業), and age groups (e.g., 十七歲, 十八歲, etc.).

あるならば、何等問題はないが、マルク相場 of 著しい變動に依つて、諸外國は殆ど取るに足らぬ價格で、ドイツ商品を購入したのである。今此の點を簡單な例で述べよう。

外國側の利得 昨年中日本が、英國及びドイツから輸入した鐵の分量は、日本政府の統計に依るに、殆ど同量であつた。然るにドイツからの輸入價格は、英國からのそれに比して、約二分の一に過ぎなかつた。即ちマルク紙幣で支拂ふか、或は日本の貨幣でドイツ紙幣を買ふ事に依つて、日本は莫大な利益を得る事が出来たのである。換言すれば、日本は其の鐵の全輸入量中、半は普通の市價の半額だけの支拂で済んだのである。其の反對に損失を蒙つたのは勿論全體としてのドイツ經濟體である。唯だドイツの製鐵業者及び輸出業者は、恐らく多少の利益を得てゐるであらうが、それよりも紙幣マルクで利益を得た云ふに過ぎない。即ち商品賣渡の際には、マルク相場幾%かの利益はあつたであらう。併しながら、其の代金受領の時には爲替相場が前の價格の半分若くはそれ以下に下つてゐた爲めに、製造業者の利益は屢損失に變じてゐたのである。

政府の輸出調節策 世界中でドイツ商品 を輸入してゐる各國は、此の同じ方法に依つて何れも莫大な利益を得た事は確である。茲に於てか、ドイツ政府が、此等の苦しい經驗の後、それ以上の損失を防止する爲めに、効果ある輸出調節策を講ずるに至つたのは當然の過程である。従つて各國がドイツ商品の輸入を防止する爲めに、所謂アンティダンピング・ローを制定した事の如きは、ドイツ側から

あるならば、何等問題はないが、マルク相場 of 著しい變動に依つて、諸外國は殆ど取るに足らぬ價格で、ドイツ商品を購入したのである。今此の點を簡單な例で述べよう。

見るに、實に理由の判らぬ事であり、又或程度までドイツ自身に取つて好都合な事である。

ドイツの工業状態

再びドイツ工業の現状に立ち戻つて述べんにそは次の數語に約言する事が出来る。即ち、國內市場及び外國に於て、各種物資の割切な需要がある爲めに、凡ゆる方面に互つて仕事は充分にある云ふ事。従つて、國內に於ては人民の購買力が全然涸渇しない限り、又外國に於ては、世界の市場價格を凌駕しない限り、假令ドイツ商品の價格が、他の國のそれと同様になつた所で、ドイツの工業は其の製造及び輸出國としての舊地位を保持する事が出来るであらう云ふ事。

併し、此等良い方の一面であつて、其の反對の一面に就ても述べなければならぬ。即ち石炭の缺乏に依る不斷の困難、賃銀の騰貴、外國の原料品を手に入れる事の困難等がそれである。

政治的擾亂の脅威

今、後者の事情に就て述べんに、價格は昨年、或工業品の如きは、實に世界の市場價格と同じレヴェルに達したばかりでなく、既にそれを凌駕してさへある。内國市場の價格でさへ、人民が單なる生活必需品を得る爲めに、彼等が儲けた壹錢壹厘をも費消しなければならぬ程、甚しく騰貴してゐる。國內の各工場は絶えず活動を續けて居るに拘らず、又其の製品に對する需要は非常に多く、且つ其の需要に應じて、相當に生産されてゐるにも拘らず、尙ほドイツの勞働者が、少しの貯金もなし得ない云ふ事を私共は知つてゐる。そんなに働いた所で、日日の生活必需品の價格は、到底其の所得額

備考	年	歳	ハ	數	ヘ	年	ヲ	以	テ	計	上
東京府立第二中學校	二	〇	〇	二	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇
京都府立同志中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
徳島縣立三好中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
同縣立好望中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
香川縣立大川中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
徳島縣立徳島中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
三重縣立上野中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
愛媛縣立佐田中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
長崎縣立世保中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
三重縣立三好中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
奈良縣立天理中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
島根縣立松江中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
熊本縣立九十九中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
福岡縣立嘉穂中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
山口縣立今治中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
山口縣立美祿中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
奈良縣立宇陀中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
大分縣立佐田中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
岐阜縣立龍谷中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
青森縣立中里中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
和歌山縣立和歌山中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒島縣立福山中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
高知縣立東洋中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
東京府立日本大學中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
石川縣立七尾中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
佐賀縣立加尾中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
廣島縣立南校中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
三重縣立津道中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
福岡縣立豐橋中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
愛媛縣立國田中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
福岡縣立第一中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
香川縣立丸龜中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒島縣立川内中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒島縣立北門中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
愛媛縣立第一中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
青森縣立八戸中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
山口縣立城山中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
高知縣立合中學校	三	〇	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇
備考	六	二	一	〇	三	六	一	〇	三	六	一
計者	六	二	一	〇	三	六	一	〇	三	六	一

を出す事になり、其の結果、恐るべき政治的擾亂、即ち共產主義的運動が、國內に復興するに至るであらう。

勞働者の悲惨なる生活状態 事業不振の結果、勞働者の賃銀が下落するのは、何れの國に於ても同様である。併し普通の國では、収入が少くなつた爲めに、幾分贅澤を控へなければならぬとしても、尙ほ其の全収入で生活して行く事は出来るであらう。所が今日のドイツでは、失業は最も恐しい結果をもたらすのである。

マルクの購買力の遞減の結果、勞働者は殆ど缺くべからざる食料品をすら買ふに足りない程の報酬しか受け得ない。衣服、靴、帽子等を買ふ爲めには、殆ど一文も残されてゐないのは勿論である。そこで、人民は産業好況の時でさへ、非常に低い生活程度で甘んじてゐるが、而も此の生活程度は、貨幣價值の下落に伴つて、絶えず低下しつつある。他の國では、よし賃銀を下けた所で、勞働者をさげすみに陥らせる程の事は無いが、ドイツでは、賃銀の減額は勿論、單に増額を停止する事でさへ、勞働者をして、まのあたりに必要な物さへ買ふ事が出来ないやうな立場に、在らしめる事を意味するのである。今や、彼等は食肉も、ミルクも、バターも買ふ事が出来ない。やがてはパンや馬鈴薯をさへ、買ひ得なくなるであらう。

若しドイツの工業が、外國から輸入する原料品の缺乏に依り、又は國內市場の購買力の減少に依つて、生産を制限する事を餘儀なくされるやうな事があつたならば、其の時こそ無数の失職者を見るに至るであらう。そして彼

では求め得ない程に高いのである。賠償金に對する殘忍な要求の爲めに、マルク相場が尙ほ一層下落するならば、其の時にこそ、世界

等は、現實に何も食ふ事が出来なくなるであらうから、恐るべき攪亂の勃發を避け得なくなるであらう。

物價及び貨銀の騰貴率 今物價騰貴率貨銀騰貴の割合に關する二三の實例を擧げるとドルの價格は、一九二二年の八月に、額面の二百七十倍になつたが、勞働者の賃銀は、其の最高のものでさへ、戦前の平和時代の五十二倍にしかなつてゐない。生活必需品の卸値段は、同じ時に殆ど百七十九倍の割合で高くなつてゐる。即ち人民は、戦前に買つてゐたものの三分の一よりも少くしか、買ひ得なくなつた譯である。

或高級官吏の戦前の年俸は、四千金貨マルク(約貳千圓)であつたが、昨年の四月には其の同じ人の年俸が、約四萬紙幣マルク即ち其の當時の爲替相場で、六百五十金貨マルク(約參百貳拾五圓)即ち前に彼が得てゐたものの六分の一にも足らぬ程になつたのである。

人民は、唯だ政府の調節に依つて、家賃が安くなつたから、そんな安い賃銀でも、さうにかこうにか生きてゐる。即ち家賃は平和時代の三倍を越ゆる事を許されてゐない。併し、結局此の政策も効果なくなるであらう。何故なれば、投下資本に對して、何等の利益をも齎らさない結果、家屋の所有者は、最も必要な修繕費さへ、支拂ひ得なくなるからである。マルク相場下落の進度 複雑なマルク相場の下落の進度は、次の表を見れば明である。

一金貨マルクに付	一九二二年
一 月	四五・七紙幣マルク
五 月	六九 紙幣マルク
八月十五日	一九七 紙幣マルク

八月廿一日 三〇〇 紙幣マルク  
一九二三年 一月十日 二二五〇 紙幣マルク

斯の如き爲替相場の下落は、何に起因するか云ふ事に關しては、紙幣の不斷の發行が其の眞の原因である云ふ事が、一般に認められてゐる。且つドイツは故意に自國の破産を齎らしつゝあるまで云つてゐる者がある。マルク相場の下落が、紙幣の絶えざる發行と賣却とに起因する云ふ事は事實であるが、併し、ドイツは斯くする事を餘儀なくされてゐるのである。何故なれば、ドイツは賠償の爲めに、巨額の金貨マルクを支拂はなければならぬ。而して、前に述べたやうに、此等多額の賠償金を支拂ふ唯一の方法は、紙幣を發行して、此を賣却する事だからである。

賠償支拂の影響 實に金貨に依る支拂ばかりでなく、ドイツ百萬の勞働者に依つて爲される勞働が、一文の反對給付も受けずに、賠償委員會に提供せられ、石炭、木材等の如き莫大な分量の原料も同様に交付されてゐる。

斯の如き支拂や交付が、其の金融状態に、最も深い影響を與へる事なしに、完了され得ない云ふ事は明である。況んや、四ヶ年にも互る無理な戦争に依つて、生産力が三〇パーセントも減じてゐるに於てをやである。一九二二年の五月一日から二二年の四月三十日に至る間に、輸入の爲めに要した金貨マルクは次の如き數に達する。

食料品	十七億五十萬
原料	二十二億五千萬
工業製品	六億萬
總計	四十六億萬

於ても、分量に於ても著しく減少した。即ち戦前の輸出價格は、百億金貨マルク以上であつたが、昨年のそれは、漸く三十六億金貨マルクに過ぎなかつた。従つて輸入超過は、ヴェルサイユ條約に依る賠償額を除いても、十億金貨マルクに達したのである。

賠償問題の經過

それにも抱らず、ドイツは聯合國に對して既に莫大な支拂をなした。此等給付の實際額に就ては、見解の區區たるものがあるが、私は今次に英國の大藏大臣、ロバート・ホーン氏の演説を引用する事とする。

ドイツの賠償額(ホーン氏の演説) 『休戦後ドイツは、賠償委員會に、現金で英貨七千七百萬鎊を支拂ひ、尙ほ賠償委員會の手を經ないで、部分的に英貨三千萬鎊に相當するドイツ紙幣を以て支拂ひ、都合英貨一億七百萬鎊賠償した譯である。且又船舶、石炭其の他の物資を以て支拂つた英貨一億六千萬鎊、ドイツ領土例へばポーランド、ダンテツヒ、ツェクス、ウァキア等に於ける政府財産の價格一億二千五百萬鎊も、此の中に算入しなければならぬ。此等の財産は悉く其の分割國へ持ち去られたのである。』

佛國に分割せられたザール鑛山の價格は、英貨二千三百萬鎊だに評價されてゐる。結局此等の數字は、英貨四億一千五百萬鎊に達する譯で、此の中英國は五千六百萬鎊獲得してゐるのである。

事實上右金額の全部が、駐屯軍の爲めに費消せられてゐるのであつて、一見餘りに莫大なものに思はれるが、かの休戦から平和條約調印迄の間に、各國から多大の軍隊が派遣され

た爲めに要したものである。英國の駐屯軍費用は、年額三百萬鎊を出せず、全駐屯軍の費用を計上しても年額一千百萬鎊を超さない程である。其の上に、英佛の各個人債權者は、協定に依つて、ドイツの個人債權者の支拂ふべき債務を、相殺の方法でドイツ政府から各自受取つてゐる。

それで、今日迄に支拂ひ終へた金額は、英貨三千八百萬鎊となり、内英國は二千二百萬鎊、佛國は一千二百萬鎊、白國は二百五十萬鎊を、夫れ夫れ受取つてゐるのである。而も尙ほ聯合國の債權は、三千五百萬鎊に及び、内一千二百五十萬鎊は、英國が受取るべきものである。協定の結果、ドイツは毎月二百萬鎊宛の支拂をしなければならなかつたのであるが、困つた事には、ドイツ政府が、聯合國への支拂額を、五十萬鎊宛に減額せられ度いと言ひ出したのである。』

賠償支拂の困難 以上はホーン氏の演説の一部分であるが、多くの人人は次の如き疑問を抱いてゐる。何故にドイツが——彼のよく訓練され、組織立てられた國が、戦前に所有してゐた總てのものを、少しも破壊せられずに保持してゐる所の、彼の尨大な産業的國民を包容し、過去三ヶ年の間、事實上失業云ふものを見なかつた所の、彼のドイツが、さうして今迄支拂に堪へて來た以上の賠償額を支拂ひ得ない事があらうか、疑問に思つてゐる。

尙ほ此の問題は、屢一八七一年から七三年の間に、フランスがドイツに支拂つた英貨二億一千二百萬鎊の賠償金の場合と、併せて考へられてゐる。併しながら、普佛戦争は非常に

非常に

短期間であつた上に、佛國の外國の貸借關係は、其の儘變化なく残されてあつた。尙ほ又、同國の外國への投資に依る収入にも、手をつけられてはなかつたのである。加之同國は、尙ほ外國から七千五萬磅の借財を爲す能力を有し、又一八七二年乃至七三年間に於ける外國貿易に依り、少らず利する所があつたのである。

然るに、ドイツに於ける各條件は、全然之に反對である。戦争は長期に亙り、疲弊困憊の極に達してゐる。而も戦争中に於けるドイツの貸方關係及び投資物は差押へられ、遂に平和條約の結果、沒收せられてしまつた。加之、ドイツが中立國に對して爲した投資金は食料及び原料品の買入の爲めに、既に戦時中に消費し盡され、又賠償金の爲めに有する負債が、貸金の徴收を不可能ならしめた。又漸く取殘された財源は、賠償金よりもつゝ重要な方へ引去られなければならない。即ち戦時中にドイツは、既に食料品をも含む總ての貯藏物を消費した。辛ふじて殘された金で、僅かに購買する位の事は許されなければならないのである。尙ほ詳言すれば、ドイツは二億五千萬磅を、主として食料品の購入に費さなければならなかつたのである。

一時的信用爲替の賣買に依つて、一億九千萬磅は得られたが、それには莫大な分量のマルクの賣買が含まれてゐるのであり、加ふるに、マルクに對する大いなる投機が行はれ、それが外國に立てられるマルクの價格に非常な恐慌の結果し、従つて益マルクの賣買及び其の價値の低下を助長した。

一九二二年中の賠償負擔額 ドイツは最後の倫敦通牒に依り、年額三十二億五千萬金貨マルクを、賠償金として聯合國へ支拂ふべき義務を負はせられ、又撤兵費用として、五億金貨マルクを、及び一九二二年の三月迄の總額五十五億金貨マルクを、百四十億紙幣マルクの軍隊駐屯費用を支拂ふべき義務を負はせられてゐる。

ドイツが此巨額を一九二二年に支拂ふ事は、到底不可能である云ふ事は、何人にも明であるが故に、カンヌ會議の結果、賠償委員會は一九二二年に、ドイツが支拂ふべき額を、二百萬金貨マルクに、十四億五千萬金貨マルクに相當する物資に減額した。併しながら、其の結果は、尙ほ此の減額された金額でさへも、ドイツが支拂ひ得ない云ふ事を示してゐる。

即ち當局者が、此の契約履行に必要な金額を調達する爲めに、各國に對し、外國爲替に依る凡ゆる手段を取つたが、外債を募集する事は不可能であつた。

**當面の二途** 茲に於てか、ドイツ政府は次の二途の中、其の何れかを是非共選ばなければならなくなつた。即ちドイツ紙幣及びマルク擔保を海外に輸出し、之に依つて得た外國紙幣を賠償委員會に支拂ふか、又は賠償支拂の不能を宣言するかであるが、何れにしてもドイツに良結果を齎らす筈はなかつた。何故なれば、若し前者を選ばんか、ドイツの海外に於ける經濟的信用を愈々墜する所以であり、若し後者に依らんか、佛國其の他は直ちに所謂制裁を、此の衰れる國の上に加へるであらう。

我がドイツ政府は前者を選んだが、其の結果、ベルリンに於けるドルの價格は著るしく騰貴し、一九二二年三月の六十五マルクから、今日の八千マルクにまで達した。勿論其の爲めに、國內の物價が、自國貨幣の下落に比例して漸騰したのは云ふまでもない事である。

**ドイツの現状に對する誤解** ドイツは現に今迄繰り返し述べ來つたやうな窮狀にあるのである。然るに外國では、よく次のやうな事が言はれてゐる。

『ドイツは絶えず商品を生産してゐる。従つて失業なき少しもない。此の事實こそ、現にドイツが繁昌しつつある事を示す、充分なる證據でなくて何であらう』云々。右の觀察は成程正しい。然しながら其の結論が誤つてゐる。何故か云ふに、ドイツ國內で儲ける金は、絶えず下落しつつある金である。従て此等の儲けは、殆ど彼れ等が、かつかつの生活を營んでゆくにも足りないのは勿論である。

### 賠償問題の將來

干戈を歛めて以來既に四年餘、其の間ドイツが聯合國に對し、物資及び貨幣を以て支拂つた額は、實に四億金貨マルクの巨額に達する。然るに尙ほ其の上、平和條約及び其の後の協定に依つて、新たに幾多の義務を負ふに至つた。而して此等の總てを支拂ひ盡す爲めには、尙ほ殆ど一世紀を要するであらう。如何なる國も、曾て斯かる重荷を負はせられたものは未だあるまい。若し此の負擔にして毫も輕減せらるる所がなかつたならば、永きに互

る全歐洲の不安は、永久に繼續し、漫性的になり、其の結果經濟上の損傷は、豫想すら出來ぬ状態に立ち至るであらう。

若し此の不安の原因が取り除かれなかつたならば、ヨーロッパは永久に正常なる經濟状態を恢復する事が出來ないであらう。全歐洲を此の不安から救ひ出す爲めには、併し唯だ一つの方法がある。それは、現在のドイツは疲弊困憊の極に在るが故に、現金支拂は到底不可能であるが、若し同國が、經濟上、財政上、又政治上それ自身を破滅せしめなかつたならば、其の可能性が出來さへすれば、支拂をなさんとする誠意は充分にある云ふ事が、關係各國に承認せられる云ふ事である。

若し然らずして、萬一此の機に臨んで強制せらるるならば、危機は火を暗るよりも明かである。而も其の結果、困難なる影響を受けるのは、單りドイツのみに止らないであらう。

若しドイツが、今相當の餘裕さへ與へられるならば、メーヤード・キーンズ氏が、曾て言つたやうに、ドイツは喜んで總ての義務を履行する爲めに、其のベストを盡すであらう。

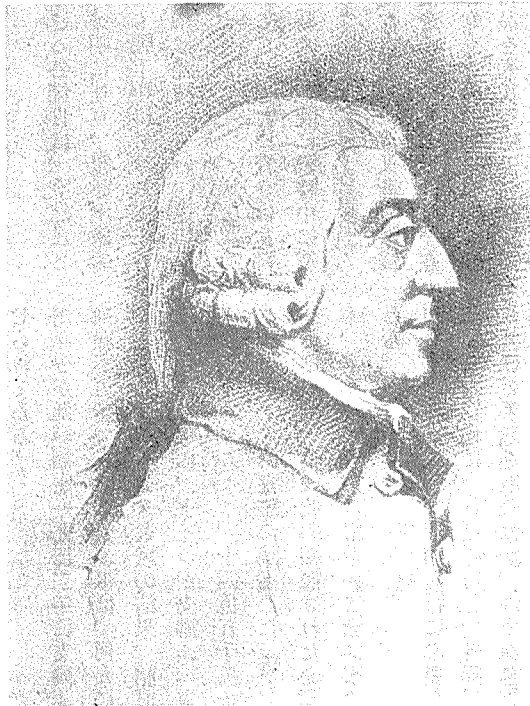
勿論此のこゝたる、實に容易な業でないには相違ない。併しながら、ドイツは、若しも全世界に互つて正當な、そして同等な機會を與へられるならば、而して又ドイツの努力が、保護主義者等の計劃に依つて、輸入の妨碍を受けさへしなかつたならば、又ドイツが以前の敵國に對して、讓歩しなければならなかつた彼の最惠國約款に均霑する事を許されるならば、漸次此の仕事が完成する事が出來るであらう。

(完)

# アダム・スミス Adam Smith (1723-90)

經濟學士 伊 東 乃

略傳 アダム・スミスは一七二三年六月五日英國の蘇格蘭のファイフ州のカーコディに生まる。一七三一年グラスゴウ大學に入り、奨學金を受けてオクスフォードのバリオル大學に轉ず。一七四八年の冬エヂンバラに於て修辭學及美文學に關する講義を講述した、當時彼はデイウィット・ヒュームと相識るに到つた。一七五一年グラスゴウ大學の論理學の教授となり、更に翌年道德哲學の教授となる。一七五九年「道德感情論」を發表し文學上の名聲を博す。一七六三年海外に遊び、ケネー、チュルギー及其他エゴノミスト即ちフィジオクラト派の人人と交友を結ぶ。一七六六年歸郷し、引續き研究に勵精し、遂に一七七六年「國富論」を發表するや名聲大に揚がる。其後二ヶ年ロンドンの學者社會に暮らす。一七七八年一稅關委員に任ぜられ、爾來一七九〇年臨終に到るまでエヂンバラに於て孜孜營營し



スミス・ムダア

て、研究に従事して居た學者である。  
國富論の概要 第一編—國民の富を生産すべきものは労働である、而して消費者の數に比し労働生産物の數量増大するに伴ひ國民の物質的幸福も亦多大なるべきを以て、斯か

る物質的幸福を多大ならしめんには労働の生産力を如何にして増進すべきかが問題となつて來る。是に對する最も主要なる手段は分勞及機械の利用である。斯く多大なる利益を齎す所の分勞は人間性に含まるる或傾向に依り極めて緩慢に且徐徐ながら發達し來りし必然的結果である。且分勞の生ずる原因は交換力

なるが故に市場の範圍に依りて制限せらるるものである。分勞には第一労働者の仕事の分量及技巧を著しく増進せしめ、第二作業時間を節約せしめ、第三機械の發明を促進せしめる利益を有してゐる。從て經濟的進歩に伴ひ分勞の餘地多き工業は農業より先きに發達して來る。分勞の結果生産物の交換の必要發生し、財貨の使用價值の外に交換價值を生ずるに到る。而して凡ての財貨の眞實價格は唯だ労働にして、貨幣は單に其名義價格にすぎない。一體價格には自然價格及市場價格の二種あり、前者は原則として賃賃、利潤及地代より成る生産費に依りて決定され、後者は前者を中

心とし需給關係に依りて決定せらるるも、絶えず前者に復歸せんとする傾向を有してゐる。賃賃は第一業務自身の愉快又は不愉快、第二業務自身を習得する難易及之に要する費用の多少、第三業務の繼續性又は間歇性、第四從業者に措かるべき信用の程度、第五業務に於ける成功の確實性又は不確實性の程度に依りて高低を生じ、利潤も亦略ほ同様である。唯だ賃賃は國富の増加に正比例するも、利潤は之れに反比例するの差がある。且利潤は略ほ金利に準じて上下し漸次低落の傾向を有してゐる。地代は土地の使用に對して支拂はるる價格にして借地人が其生産物より得たる價格より生産費及普通の利潤を控除したる殘額に等しきものである。唯だ地代は財貨の價格の結果なるも、賃賃及利潤は其高低を生ずべき原因である。右の如く賃賃、利潤及地代の三者は價格構成の三要素なるも同時に又所得の源資をなし、社會の全員は何れも右の三階級の何れかに屬し、且斯く分割されるを以て社會の

常態となすものである。  
第二編—生産の發達從て國民の幸福増進の原因はストックの蓄積に存して居る。ストックには直ちに消費せんがために保存せらるるものも其所有者が收入を得んとして使用するものもこの二種がある。キャピタルとは是の後者を言ふ。資本は更に固定資本及流動資本の二種に分たる。前者は土地の改良、機械、器具或は所有主を變更せずして收入(利潤)を齎すが如き事物に使用され得るもので、後者は流通即ち連續的變化に因り一の形態をなして出で他の形態をなして所有者に何等かの利潤を齎すものである。収入には總收入と純收入との二あり、前者は一國の土地及労働の總生産物を言ひ、之より其國の固定資本及貨幣維持に要する費用を控除したるものを純收入と稱す。貨幣は富の全部に非ず、又其重要部分にも非ず。實に其製造及維持に要する費用は社會の總收入より控除さるべきを以て、貴金屬貨幣の代りに紙幣を使用せば社會は多大の利益を享くるものである。労働の中財貨の價值を増加するものを生産的労働と稱す。前者は資本に依りて使用され、後者は各人の收入に依りて給養せらるが故に、前者を支持するには必ず若干の資本を要す。而して資本の用途は第一農業其他の原始産業、第二製造工業、第三運輸業、第四商業の順に従ひ其利益を低下するも、偏頗すべきものでない。而して各人は其利己心の下に活動するを以て、各人の企業心を自由に放任すれば一國の資本は自然に適當なる割合に使用さるるものである。故に國家の干渉はなすべきものでない。



第三編—國民を異にするに従ひ富裕の程度に相違を生じて来る。抑抑生活資料は、事物の性質上、便宜品及奢侈品に先達ちて存在するを以て生活資料を齎す産業は必然的に便宜品及奢侈品の産業より先達ちて發達するは當然である。又事物自然の順序に放任すれば進歩發達しつゝある社會の資本の大部分は第一農業、第二製造工業、第三外國貿易に向けらるるものである。

第四編—富は貨幣即ち金銀に依りて成立す。説き又マーカンテリズムの議論は一部は信するに足るも、一部は詭辯である。消費は凡ての生産の唯一の目的なるが故に生産者の利益は唯た其が消費者の利益を助長するに要すべき範圍に於てのみ注意さるべきである。然るにマーカンテリズムに於ては消費者の利益を殆んじ絶つて生産者の利益のために犠牲に供さるを以て不可である。一方フ、イ、ジャ、ク、ラ、シ、殊にケネーの説には其中幾多の缺點あり。雖も従来の經濟學說中最も眞理に近きものである。蓋し地上の労働のみを唯一の生産的労働とするが如きは狹隘に失す。雖も、國民の富は、其社會の労働に依りて年年生産さるる消費性の財貨より成立すと言ひ、完全なる自由を以て有效なる政策をなすが如きは寛大自由にして正當である。抑抑個人は利己的である。故に個人の利害の考慮は凡て之を個人に放任すべきである。然る時には各自利己的要求に應じ最も有利なる方面に活動する。唯だ他の個人の利己的活動を妨害する者あれば、法規に依り是を禁すべきである。斯く完全に自由競争をなさしめんか不知不識の間に個人經濟は最大利益を生ずるに到る。從て個

人經濟の集合たる國家經濟も亦最大の利益を構成するに到る。同時に私益と公益とが一致して来る。故に國家の干渉は廢止すべきもので、唯だ國家の職務は國防、保安及公益進捗の三者に制限すべきである。かの航海條例及復復關稅制度は此の點より是認すべきものである。

第五編—國家の經費を支辨するには、其が果して正當なりや否や又國家の目的に應ずるや否やを考究せねばならぬ。從て無用又は誤れる支出に對して警戒をなし、支出を收入に超過せしめない様にすべきである。又歳入は國家の所得と國民の所得との間に權衡を保つ様に努め、收入の源泉は官有地の經營等の直接方法に依らず間接方法の租稅に依るべきである。租稅は各國民の能力に比例して納稅せしむべく、各人の納稅は確實なるを要し、課稅は各人の最も便宜なる時期若くは方法に依るべく、徵稅費は出来るだけ最少ならしむべきである。又租稅は消費稅と地代、勞賃、利潤等に對する租稅との間に調和を保たしめて賦課すべきである。次ぎに公債を論ずるに、歐洲現在の不幸及困窮の大部分は、無用なる各種の支出と特に不可避の巨額の戰費とに基くが故に商業政策を更新し更に新對外植民政策を樹立し、以て無益なる浪費と争鬭との原因を永久に一掃し、同時に平時に於ける經濟發達を企畫せねばならぬ。從て植民地貿易に於ても其自然的利益に努むべく人為的不利益母國の獨占政策は商業の自然的發達を阻害する是點より論ずるもマーカンテリズムは忍すべからざるものである。吾人は以上の論に依り負債を償却する事及勞働者の消費物を騰貴

せしむる如き各種課稅を輕減し漸次撤廢せしむる事を主張する。

### 國富論の由來

元來彼の道德哲學は神學、倫理學、法律學及政治學の四部門に分れてゐた。彼は法律に正義、行政、歳入及軍備の四目的ありし、此中行政、歳入、軍備に關する部分殊に一國の繁榮に關して攻究する所の行政の部分が後年發展して遂に國富論となり、且此書に依り初めて法學又は政治學以外に經濟學が一科のサイエンスとしての體系組織を備ふるに到り、初めて經濟學が獨立の地位を有するに到つたのである。是れ彼が經濟學の父として尊敬せらるるに到りし所以である。國富論は彼が佛國旅行中に起稿し、其初版の全部が脱稿されたのは一七七〇年の事。其後幾つは訂正増補に心を砕き、一七七三年第二稿を完成したるも、更に訂正増補の必要上三四年を費して初めて完成されたのである。實に歲月を費す事正に十二年である。スミスは獨創の人なりや 經濟問題に關する研究に就ては古來幾多の學者が考究して來た。殊に經濟理論の研究は既に古代に於ても見らる所である。彼の思想は英佛の先人に負ふ所が多い。例へば、貴金主義に對する駁論はマンの論じたものである、又労働を以て價格の標準とする考察はペティを説き、利己心の理論はマンデヴィル、ヒューム及タッカーより由來し、更に自然法の理論はロック及ハッチソンに負ひ、通貨に關する見解はニュートンより借用してゐる。否彼の有名なる租稅の四大原則も亦佛學者既に是を説いてゐた。尙又消費若くは消費者の利益に關する議論、生産物を勞賃、利潤及地代に分割する分

配論、其他資本の性質に關する理論の如き何れも佛學者より取り來りて論じたものにはすぎない。

右の如くアダム・スミスは先人に負ふ所多なり。雖も、是がために彼の獨創力は其の價値を減するものでない。即ち彼は先人の論策を其儘に信奉する奴隷ではなかつた。殊に彼は種種多のバラ／＼になつた論策をば個人主義の根本思想を以て一の組織ある體系に纏めたのである。從つて彼は最初の經濟學者と稱する事は出來ぬが、近世經濟學—殊に資本主義經濟學の創設者と稱すべきである。蓋し資本主義經濟學の祖國は英國である。而して此學問の開祖と看做すべきはアダム・スミスなるを以てである。

### スミスとマルクス

第一、スミスは消費財若くは享樂財即ちマルクスの所謂個人的消費財を以て研究の主眼とし、所謂生産財即ちマルクスの所謂社會的消費財は頗る等閑に附してゐる傾がある。マルクスは商品として生産せらるる凡ての種類の財を研究の對象としてゐる。此點より論ずればマルクスの研究範圍はスミスよりも更に廣汎に亘つてゐる。是資本復生産の問題がスミス以下の歴代の學者に依り殆んじ看過された所以である。第二、スミスは研究の對象を漠然富とせば是が歴史的社會的特性を看過してゐる。然るにマルクスは資本家的生産の下で生産さるる凡ての商品に限定してゐる。此點より論ずればスミスの研究範圍はマルクスより廣大である。第三、スミスは單に資本主義經濟組織を以て長き期間に亘る歴史的發達の結果なりとし、資本主義の制度が將來社會主義の制度に發展し來たる事を豫想しなかつた。然るにマルクスは最初より現代の經濟組織を以て一時的過

渡的の産物であるからやがて社會主義的組織に改造せらるべき事を豫想したのである。斯く兩者に相違あるは全く時代の産物と看做して差支ない。蓋しスミスは資本主義發達の初期に生まれ、資本主義の長所を見たるに止まり、マルクスは其の後期に生まれ、其短所を見たるを以てである。

第四、スミスは人間性を以て人間は利己的動物であるとした。彼は此性情をば或は自愛心と謂ひ、或は利己心と謂ひ、或は「自己の生活状態を改善せん」とする各個人の自然的努力とも謂つた。マルクスは人間は境遇の動物であるから、十分なる食物、衛生に適した衣服、健康に適した家屋、其他各人の天稟に應じた適當なる教育は人間社會を改善するものであるから是等は凡てグッド・シングスであると謂つた。

第五、スミスの自由競争論即ち獨占反對論を徹底せしめばマルクス等の社會主義者の主張たる資本獨占の否認即ち資本公有論となる。右の如くスミスはマルクスは唯だ其結論を著しく異にするも、其觀點は大同小異である。道徳感情論の概要 人が自己を他人の境遇に置いて自己に依て他人を判断し、他人に依て自己を判断し得る力即ち同情を基として人が先づ他人の行爲及品性を批判し、次で自己の行爲及品性を批判する原理を研究したものである。科學的倫理の目的は徳の本性を闡明にし、且吾人の天性中如何なる特性が吾人をして徳を喜び徳を行はんとするに到るかを示すものである。一體徳とは大體志向及行爲が其起因たる事情に適應するものである。スミス獨特の見地は左の二點に歸してゐる。

第一、單に起因たる事情に適應せる行爲を善行と稱するのみにては徳の概念は極めて漠然としてゐる、是を實際に應用する際確固たる

標準を缺くの嫌あるを以て、同じ事情の下に於ては、吾も亦然かるべしと思はるる他人の行爲は其事情に適應せるもの即ち徳行なりとせる點。從て徳不徳を區別し得る能力は吾人が自己を他人の境遇に置き之に相當する感情を有し得る衝動である。是れ即ち同情である。第二、或種の行爲は單に徳に一致する行爲たるのみならず、同時に有益なる行爲たり、單に是なりと認識せらるのみならず、更に又賞讃に値するものと認識せらるる事ありと論じたる點、而して或行爲が斯く賞讃せらるる認めらるるや否やは其行爲の齎す作用に依て決定せらるる點、詳言せば其行爲が其事情に適應せるのみならず、更に其行爲より利益を被る人が行爲に對して感謝の念を抱くや否やに依て決定せらるる事を論じたる點。然らば吾人は如何にして善を擇み惡を捨つるやと言ふに、吾人は其天性に依て自ら自己を他人の境遇に置き其他人の感情に對し同感するや否やに依て、其行爲の善惡を判断し得るものである。

スミスの逸話 國富論の初稿が全部脱稿された後、之が訂正増補に心血を注いでゐた頃、彼は故郷にて研究を續けて居た。或日曜日の朝の事、寢衣の儘思索に耽けり、不知不識の間に庭を抜けて街路に出で、歩一歩、遂に十五哩さきの所まで來た。其の時教會から禮拜の鐘が頻りに鳴つた、此鐘の響を聞き始めて我に歸つた事がある。

スミスの重要な著書  
1. The Theory of Moral Sentiments. (1759)  
2. An Inquiry into the Nature and Causes of the wealth of Nations. (1776)  
3. Essays on Philosophical Subjects. (1795)  
4. Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms. (1896) (完)

織田顧問の渡歐  
昨年十月以來歸朝中であつた本學顧問、常設國際司法裁判所正判事織田萬博士は、去る四月十五日神戸出帆の三島丸に乗船、本學垂水理事、岩崎教授、木下幹事、田川秘書等の見送りの下に、任地オランダのヘーグに向つて出發せられた。

學 内 報

入學式並に宣誓式舉行

本學年度學部第一學年及び大學豫科第一學年の入學式並に宣誓式は、四月十八日午前十一時千里山新學舎で舉行された。大學各關係者、各教授講師列席、先づ山岡總理事の式辭、次で學生代表者の宣誓文朗讀があり、全新入學生の宣誓を終へて、學歌合奏裡に閉式した。

式 辭

本日の入學式に際し、諸子に一言を呈したいと思ふ。

諸子が其の智力に於て、其の學力に於て、將た其の體力に於て、他の儕輩に擡じて、茲に大學に入るの階梯教育を受くる特權を獲られたのは、即ち諸子努力の結果であつて、私共は斯くの如く多数有爲の青年を迎へ得た事を深く欣快とするものである。

- 諸子が所定の階梯を登攀し、更に進み入らんとする大學は、其の目的とするところ
- 一 眞理の討究
- 二 學の實化
- 三 人格の向上

にあるのである。

從て諸子今日の研鑽修養も亦此目的に副はんとするの前提に外ならぬのである。而して今回新たに大學部に進まれたる諸子は、既に前述の階梯を終へて、愈大學教育の本體に當面せられたるに依り、本學存立の意義に順應して、一層の努力を拂はれん事を希望するのである。

要するに、大學は社會の活動と離れて、存在し得ざるものであるが故に、私共は諸子と共に、學問の實際化即ち大學の社會化云ふ事に、適切なる實蹟を擧げんとするものである。

宣 誓 文 (一)

宣 誓

關西大學學部ニ進ムニ當リ更ニ覺意遵守ノ念ヲ新ニシ益研鑽修養ニ努メ以テ本學ノ期待ニ副ハンコトヲ誓フ依テ爰ニ姓名ヲ自署ス  
大正十二年四月十八日  
關西大學學部第一學年

宣 誓 文 (二)

宣 誓

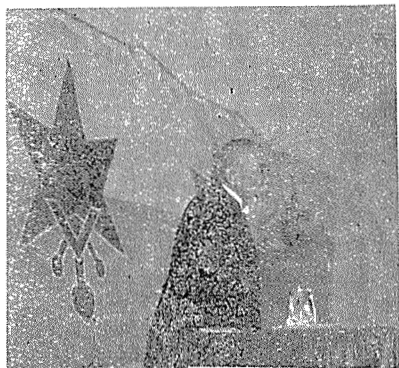
關西大學大學豫科ニ入ルニ當リ謹テ本學建學ノ趣旨ヲ體シ以テ學生ノ本文ヲ全ウセンコトヲ誓フ仍テ茲ニ姓名ヲ自署ス  
大正十二年四月十八日  
關西大學大學豫科第一學年

### 第十二回「學の實化」講演會

本學第十二回「學の實化」講演會は、去る四月二十五日午後二時より工學博士片岡安氏を迎へ、千里山新學舎に於いて開催せられた。同日正午、片岡博士は、宮島専務理事其の他に迎へられて來學、階上の來賓室に入り、得意の筆を揮つて千里山學舎の景を畫帳に畫かれ「かうして置けば、學舎が愈完成した曉彼此對照して又一種の感慨がありませう。」と莞爾させられた。定刻より第九教室に於いて「近代文明と建設工事」なる題下に約一時間半に亘り講演せられ終つて玄關で紀念撮影をなし三時半歸京されたが、其の講演の摘録は記事の都合で來月號に載せる事にする。

### 第十三回「學の實化」講演會

四月二十  
九日神戸  
より來阪  
した犬養  
木堂氏は  
自働車に  
て午前十  
時半福島  
舊學舎に  
來着、山  
岡總理事  
柿崎、宮島兩専務理事及び其の他大學關係者多數に迎へられて休憩室に入り、紀念の揮毫を終へて、正十一時第一講堂の演壇に立たれた。七十に垂さる老齡も見ぬ元氣と流石場馴れた熟練さを以て、約一時間に亘り



講演中の犬養木堂氏

氏が過去の經驗より得られた貴重な信念を諄諄と説かれた。即ち智識を磨くと同時に確固動かざる信念を養へ、若き學生に適切な處世訓を述べ、一般の來會者にも深い感動を與へた。因に同氏の來學を機とし氏に故郷を同



(中央列前)士博岡片るけ於に舍學山里千

じうする本學岡山縣人會の學生は山岡總理事等をも加へて校庭で記念撮影をした。

### 千里山學會の成立

本學が所謂新陣容を整へ初めてから恰も滿一

ケ年を迎へ、各方面の發展着着として見るべきものあるに至つたが、就中大學の使命遂行の上に於て最も重要な専任教員も漸く相當の數に達するに至つたので、之を機會として且つは昇格一週年の記念事業の一つとして、今回本學専任教員から成る千里山學會なるものが組織せられ、本月七日午後五時から大阪鐵工所樓上會議室に於て其發會式を舉行し、會則の作成、幹事の選任、研究發表の順位等に就き左の如く討議決定した。

#### 千里山學會會則

第一條 本會ハ千里山學會ト稱ス

第二條 本會ハ學術ノ研究ヲ爲シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ計ルヲ以テ其ノ目的トス

第三條 本會ハ本部ヲ千里山關西大學内ニ置ク

第四條 本會ハ正會員、准會員及ヒ名譽會員ノ三種ヨリ成ル

正會員ハ關西大學専任教員ニシテ正會員二名ノ紹介ニ依リ正會員全部ノ同意ヲ經タル者

准會員ハ關西大學關係者ニシテ正會員二名ノ紹介ニ依リ正會員全部ノ同意ヲ經タル者

名譽會員ハ正會員全部ノ同意ニ依リ推薦シタル者

第五條 正會員ハ各自研究發表ノ義務ヲ負フモノトス

第六條 正會員ハ會費年額金參圓、准會員ハ金壹圓五拾錢ヲ負擔ス

第七條 本會ニ幹事二名ヲ置ク

幹事ハ正會員ノ互選トシ其任期ヲ一ケ年トス

第八條 本會ハ毎月一回例會ヲ一年一回乃至

二回大會ヲ開ク  
本年度幹事

櫻 井 匡 辰 巳 經 世  
會員研究發表順位  
大正十二年五月 教授 小泉 幸 治  
六月 講師 櫻 井 匡  
九月 教授 岩 崎 卯 一  
十月 講師 山 村 喬  
十一月 教授 中村 鄧 次 郎  
十二月 講師 賀 來 俊 一  
大正十三年一月 教授 宮 島 綱 男  
二月 同 服 部 嘉 香  
三月 講師 辰 巳 經 世  
四月 同 早 川 祐 吉

尙ほ右會合に於て、學の内外を問はず此の種の學會に諒解ある著名の學者其の他を名譽會員に推薦する事を打合せ午後十時散會した。

### 大學豫科第一學年委員任命

本月八日附を以て、大學豫科第一學年各組學生委員を左の通り任命し、夫れ夫れ辭令を交付した。

- A組 出水 保 正 野 口 茂 樹
- B組 海 野 繁 三 三 宅 秀 也
- C組 大 島 靜 雄 綾 邊 研 三
- D組 澤 田 捨 次 郎 山 田 清 太 郎

### 教員 囑 任

今回新たに左記諸氏を本學教員として囑任した。

- 大學部講師 商 學 士 福 田 敬 太 郎
- 商業英語 商 學 士 富 田 仲 次 郎
- 專門部講師 法 學 士 富 田 仲 次 郎
- 刑事訴訟法 法 學 士 富 田 仲 次 郎

民法債權 法學士 大野新一郎  
銀行論 經濟學士 小川福太郎  
商業通論 商學士 福田敬太郎

學醫囑託

去る四月から本學醫學を左の通り囑託した。  
醫學士 谷口貞一

野村獎學資金受給者

大阪野村總本店主野村徳七氏が、人材養成及び學術獎勵の目的を以て、野村獎學部なるものを設置して居られる事は、本誌第二號に報道して置いた通りであるが、今回本學の推薦學生左記二君は、何れも本學年中の學費を同部から支給せられる事になった。

豫科二年 原田 満  
豫科三年 秋山 源藏

本學年度入學生數

去る四月入學を許可した學生數は左の如くである。

志願者 入學者  
大學豫科 四三二人 二〇〇人  
專門部本科 一、六二〇人 六五〇人  
同 豫科 六八〇人 三五〇人

第十四回「學の實化」講演會

本月十日千里山新學舎に於て、貴族院議員法學博士江木翼氏を聘して、第十四回「學の實化」講演會を開催した。(次號詳報)

文部省督學官の來學

文部省督學官葉山萬次郎氏は、本月十四日學事視察の爲めに本學を訪問せられた。

正 誤 (次號詳報)

前號第一〇頁第四段末行、大阪府知事井上孝とあるは井上孝哉の、同第一六頁第一段民事訴訟法擔任講師、法學博士齋藤常三郎とあるは法學士の何れも誤に就き正誤す。

内外通信

水谷教授の近信

拜啓 本日早朝紐育發當大學(ペンシルヴァニア大學)訪問に参り候、各方面の人々面會彼我兩大學相互間の連絡等に付き懇談を遂げ申候  
尙ほスカラシップ及びフェローシップに付ても種種了解を得申候、これは豫て矢野留學生  
ごも約束致候事にも有之段段に延引今日に及候次第に御座候  
今夕歸紐可仕、若し時間許し候はば歸途プリンストン大學にも立寄り度存居候 早早  
四月十二日  
ワイマデルフ  
イア大學にて  
水谷 揆一  
關西大學御中



生學留井中の近最

近本學岩崎教授を通じて、同氏の近照及びジエネヴァ市の全景を映した寫眞を送られたので茲に紹介して置く。  
因に同氏は今回左の如くアドレス變更の由である。

Monsieur Y. Nakai

aux soins de la DClagation Japonaise,

Maison Royale,

GENEVE,

Suisse.

關西大學御中

佐佐木 靜 吾

因に同氏は明治二十九年本學法律科の出身である。

ニューヨーク、カーネル大學  
テイチエナー教授より

April 9, 1923.

The President,

Kansai University,

Osaka, Japan.

My dear Sir:

Please accept my best thanks for the numbers of the Kansai University Bulletin which you have been good enough to send me. I wish very much that I were able to read them; but I can at any rate congratulate you upon their outward appearance.

Yours sincerely,  
E. B. Titchener.

水谷教授近く歸朝

最近到着した水谷教授からの音信に依るに、同教授は都合に依り豫定の歐洲經由を見合せ再び太平洋を横斷して歸朝する由である。即ち本月四日頃ニューヨークを出發してボストンに到り、ハーヴァード大學を訪問、兩三日滞在の上カナダ、モントリオールに出で、同所からカナダ太平洋鐵道線でヴァンクーバーに向ひ、十七日同地出帆のエムプレス・オヴ・ルシアに乗船して愈歸朝の途に就く豫定である由、従つて程なく同教授の秀容を再び本學内に見出し得ることを思ふ。

中井留學生の近況

在ジエネヴァ、本學留學生中井彌六氏は益壯健に、専心研究を續けてゐる由であるが、最

市ウヴェネエジの住在氏井中

在ワルソー佐佐木 校友よりの消息

(前略) 小生事大正八年九月より同九年一月迄ハルビン總領事代理として在勤罷在候處九年四月中にマンジュリアに出張し、後バイカル軍撤退迄同地に在り、大正十年四月にはロンドンに在勤を命ぜられ、エストニア國レウアル市に出張し同地に駐留する事一年半、昨年末川上公使に隨ひて入露の計劃にて當地迄來りたるが、農務政府の許可なく、遂に當地に停まる事と相成候(下略)

三月十八日

# 校友會報

## 九念坊會春季懇親會開催

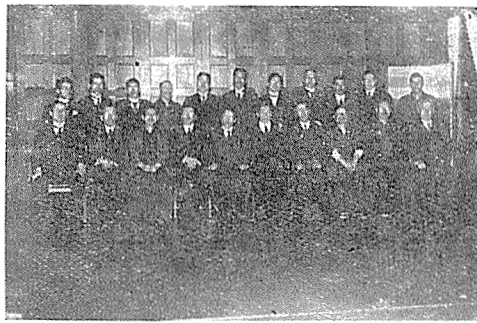
大正九年度本學法律科卒業者諸氏の組織する九念坊會の本年度春季懇親會は、去る四月十五日、奈良猿澤池畔月之家別邸で開催した。當日會員は、午前九時上本町六丁目大軌電車起點に集合直ちに出發、午後一時迄各自古都の名所を訪れ、午後一時より會場月之家別邸に參集し、愈開宴の運びとなつた。宴酣なるに及んで、例に依つて高梨氏の安來節の名吟、永井氏の長唄、都馬氏の追分、中野氏のケンなぎ會員の隠し藝で興を増し午後五時盛會裡に散會した。因に當會の出席者は左の諸氏である。

- 高梨乙松 近藤友房 仲井 彌
  - 永井量一 三國信一 都馬小一
  - 田中藤作 阪中 繁 中野徳司
  - 清水榮松
- 尙ほ同會に於て、左記三氏を次回幹事に選舉決定した。
- 高梨乙松 永井量一 木下一男
- (清水榮松氏報)

## 三九會第九回例會開催

明治三十九年度本學出身の諸氏から成る三九會では、其の第九回例會を四月十四日午後九時から北區菅原町相生樓で開催、左記會員諸氏の出席あり、非常に盛會であつた。

- 岩本政市 馬場太熊 橋本小三郎
- 布井良太郎 遠部逸太郎 高村久之助
- 堤 新吉 中村茂次郎 村井治三郎
- 野村吉藏 久保應山 飯下吟次郎



校友會東京支部春季總會紀念會  
(前號記事參照)

- 藥師寺 一 松本靜史 眞珠清彦
  - 古田吉五郎 兒玉善吉 木村 稔
  - 行森啓三郎 三雲住三郎 水野醇三
  - 平尾廉平 平岡啓道 森内梅吉
  - 森 英之助
- (同會幹事報)

## 校友會大阪支部春季懇親會

校友會大阪支部の本年度春季懇親會は、本月十三日午後三時から生駒山麓日下温泉、銀水樓に於て開催せられた。

當日午前九時半、全會員は市内上本町大軌起點に集合し、同電車で奈良縣橿原神社前に到

り、同所大軌食堂で小憩、晝食を済ませ、神宮參拜、附近の史蹟探勝等に、麗かな春の日の大部分を費し、再び大軌電車に乗つて日下に戻り、各自温泉に浴するなごして午後三時何れも會場銀水樓に參集した。

定刻先づ砂川支部長の挨拶及び事業報告があつて、愈宴會に入つたが、餘興に尺八、落語、筑前琵琶等があつた外、多數の美女酒間を斡旋して非常の盛會で午後八時無事散會した。

因に當會の出席者は左記の如く非常に多數でさしにも廣い會場の大廣間も、殆ど收容し切れない程であつた。

### 出席者 (順序不同)

- 板垣不二男 岩本政市 井川貞治郎
- 岩崎卯一 萩原敏隆 橋本鹿藏
- 富田金三郎 富永竹夫 富田貞男
- 大崎萬太郎 桂 忠雄 吉田音松
- 吉積文平 田伏市松 高村久之助
- 竹井小野君簡 田川七郎 田中英一
- 辰巳經世 辻村政治 中村鄧次郎
- 内藤正剛 中川興之助 中村敏雄
- 中村公男 室石常秀 野村吉藏
- 黒川雲登 黒田莊次郎 山口房五郎
- 八木孝三 安川彦夫 山根瀧藏
- 丸山昔生 松本標四郎 深川重義
- 古田吉五郎 藤戸貞治郎 小泉幸治
- 金 貞次郎 後藤田徳太郎 近藤 博
- 榎原治郎 寺岡清介 秋山卓爾
- 木下孫一 湯原慶太郎 宮島綱男
- 宮森作造 三島律夫 清水新造
- 廣瀬徳藏 平尾縫太郎 目代誠吉
- 砂川雄峻 須々木庄平 野島藤次郎
- 西尾傳次 石川敏雄 岡本重治
- 長岡 實 北川龜三郎 瀬上弓之輔

## 校友動靜

- 木戸卯之助 野口政次郎 飯島善之助
  - 山田一太郎 福家眞澄 近藤友房
  - 荒賀龍平 三國信一 山本彌一郎
  - 戸川 巖 秋山治土 西本政五郎
  - 棚木浩巖 木下清一郎
- 朝鮮京城西大門警察署長に轉任
- 四二法 大 塚 靖氏
- 去る三月十二日附にて市内第四野田尋常小學校を退職
- 三九法 原田市之進氏
- 去る三月山口縣山口町に於て辯護士を開業法律事務開始
- 一一法 新原新太郎氏
- 帝國製藥株式會社東京倉庫を辭し目下東京供託局在勤
- 六法 徳 原 義 三氏
- 司法官候補を命ぜられ京都府裁判所在勤
- 七法 大野 一 雄氏
- 同大阪地方裁判所在勤
- 九法 塩 田 親 雄氏
- 同京都府地方裁判所在勤
- 一〇法 毛利清太郎氏
- 同大阪地方裁判所在勤
- 一一法 永野勝重氏
- 本年五月辯護士開業市内西區本田二番町に事務所を設け法律事務取扱開始
- 一〇商 小角太一郎氏
- 昨年十二月以來引續き甲種勤務演習に應召中であつてが今四月退營
- 一一法 宮 浦 要氏
- 本年五月辯護士開業京都市堺町通松原下ルに事務所を設け京都府地方裁判所所屬辯護士として法律事務取扱開始

校友住所移動

中村虎次郎 (三九法) 東區唐物町二丁目三九  
 內田敏雄 (推) 東區北濱二丁目九二岩本法  
 律事務所  
 菊川 豐 (二〇法) 兵庫縣加古郡尾上村安田山  
 本健次郎方  
 永野勝重 (二一法) 西區北堀江裏通三丁目七  
 塩田親雄 (九法) 京都府伏見町五七五  
 森寺美一 (三九法) 東京市外南品川淺間臺一四  
 四七六(セームス坂上)  
 西澤乙一 (七商) 香川縣三豐郡萩原村  
 新原新太郎 (一一法) 東京市麹町區西日比谷二番  
 地東京供託局内  
 森井興一 (三八法) 京城府黄金町一丁目一八一  
 松川庄太郎 (三四法) 東京市外葉嶋一四四五  
 河内久彦 (七法) 靜岡縣小山町藤曲五七番地  
 一ノ一  
 橋口爲輔 (四二法) 山口縣長府町市門  
 佐伯辰巳 (二〇商) 神戸市東須磨板宿字土佐二  
 八福井邸内  
 西村孝三 (推) 豐能郡岡町壽通二丁目

校友改姓名

(舊) (新)  
 一商 中。西。秋。男 寺。岡。秋。男  
 一二法 吉原歌次郎 吉原輝穂

校友逝去

大正十二年一月一日 九法 辻 敬之氏  
 大正十二年三月四日 同 安倍 幸吉氏  
 大正十二年三月二十四日 三九法 中平田 小太郎氏  
 大正十二年四月十三日 同 西 競氏  
 右訃音に接し謹んで弔意を表す

本年度卒業新校友現住所

祈 隆一 西成郡新庄村上新庄植原字三郎方  
 (以上大學部法律學科)  
 脇 房助 三島郡千里岩崎方  
 有住 寛 西成郡神島村  
 (以上大學部經濟學科)  
 岩岸 一藏 北區上福島北二丁目一四二高橋方  
 村上 勤 西區靱北通四丁目四八  
 卜部文人 西成郡神島村字蓮池有住方  
 馬淵義雄 西成郡鷺洲町浦江八五  
 栗田豐國 市外大仁大阪電球社宅  
 飛田健一 兵庫縣尼崎市東見立新田九  
 (以上大學部商業學科)  
 伊東真人 北區上福島北一ノ一六八森生方  
 石谷 茂 東京市本郷區西片町一〇一ノ六吉岡  
 秀四郎方  
 岩間幸次郎 南區天王寺六萬禮町五二三四  
 乾 敬三 市外鷺洲町大仁一三三有馬方  
 池田理七 南區上本町七丁目五二六六  
 市橋大吉 北區上福島一ノ六四日吉館方  
 井内源次郎 西成郡鷺洲町大仁一番地大島方  
 林 文藏 西成郡大和田尋常高等小學校内  
 林 武志 岡山市上西川一八三  
 橋本繁藏 兵庫縣武庫郡西宮町字内開地  
 羽生道孝 京阪沿線森小路  
 橋本源一 東成郡城東村  
 濱田一耶 西成郡豐崎町本庄一九五  
 原 自章 三島郡玉櫛村  
 西村文雄 東區東平野町四丁目一三〇  
 西江敷男 神戸市兵庫小松通三丁目一ノ一  
 渡口政亮 西成郡鷺洲町北浦江六一一竹内方  
 大内領一 西成郡鷺洲町南浦江四〇一  
 大隅末廣 北區上福島中四丁目二三九九洲館  
 大隅元信 同上  
 荻野嘉平 西區靱下通一ノ一五  
 大津春喜 東成郡安立町五丁目一五三

岡本一惠 北區天滿橋筋西三丁目八四ノ一  
 笠井彌三吉 神戸市西須磨西町一〇  
 勝進良藏  
 川口忠一 三島郡富田村西ノ町二七一七  
 南區間屋町一〇番地水谷方  
 片山光太郎 西區築港六條通二丁目八番地  
 河野通男 西區築港六條通二丁目八番地  
 開野甲子 北河内郡南郷村大字赤井  
 龜高由喜惠 大阪市役所港灣部  
 川島政雄  
 吉田 敬治 兵庫縣川邊郡小田村枕瀬  
 吉田健治 北區空中心町二丁目三四  
 吉川忠一 北河内郡牧方町字三矢三四七  
 吉田仲治 市外豐崎町南長柄一四一  
 吉原輝穂 西區石田町一四番地  
 田中良直 北區北野佐藤町二二  
 高橋欣一 西成郡神津町字木川一九三番地  
 樽井芳雄 東成郡鷺江村字濱口三八六  
 高井三郎 東成郡古市村字今市九四三  
 高嶋良徳 神戸市松野通四丁目二一ノ一  
 高田密藏 北區上福島北二丁目一〇八  
 武波 昂 北區上福島北二丁目一〇六日南方  
 武方寅之進 東區高麗橋五丁目五〇馬越重作方  
 津田米太郎 中河内郡龍華村龜井  
 椿 周助 神戸市榮町三丁目五〇  
 鶴原嘉馬太 山口縣佐波郡小野村六三六  
 中谷恒次郎 西區九條通三ノ五三四  
 中永美雄 北區上福島北二丁目一七湯淺方  
 中根孫一  
 中山徳太郎 南河内郡柏原町  
 中野源太郎 徳島縣勝浦郡小松島町  
 梅田鶴吉 北區本庄黒崎町七〇六  
 浦上吉次郎 北區南同心町二丁目五五三  
 浦濱幸一 北區南同心町二丁目五五三  
 植村正文 西區新町南通四丁目十番地  
 野村滋藏 堺市戎之町東二丁目五二  
 野村敷夫 京都市上京區下ノ切通河原町西入

野口久次郎 三島郡茨木町字茨木一五三八  
 野中政一 兵庫縣西宮警察署  
 久保田幸造 神戸市兵庫下澤通七ノ二六一松島方  
 窪田忠雄 東成郡古市村字林黒木方  
 熊岡 幸 南區日本橋三十四銀行事務所  
 山崎義雄 東區備後町二丁目第百銀行大阪支店  
 八尾孫次 北區曾根崎上一ノ三七辻龜吉方  
 山本源一 北區北野茶屋町二〇一小山方  
 山崎長義 西區四貫島町二〇二  
 山下留五郎 西區春日出北港住宅一〇ノ五木村方  
 山本順應 三島郡千里村出口  
 山家作造 兵庫縣武庫郡六甲村篠原下井手五〇三  
 山下一二 神戸市東須磨板宿字立岬五ノ六  
 山田國一 南區生野國分町一六八  
 眞野一馬 西區春日出北港住宅一〇ノ五木村方  
 松浦一夫 市外天下茶屋城方  
 松井朋一 北區上福島北二ノ一〇七藤木仁郎方  
 福田一頁  
 藤波一治 北區本庄中野町四二七北口方  
 古川洪一 西成郡神津町小島大町一七四  
 藤原吉平 東成郡鶴橋町猪飼野二二四  
 福井清吉 神戸市三宮町一丁目  
 小林 直 西成郡鷺洲町海老江一四二五  
 河野 敏 北區東野田六丁目一七三番地  
 兒玉信次郎 北區南同心町一ノ四六四  
 今野權右衛門 西成郡鷺洲町大仁一二五久富方  
 小林農夫也 姫路市西魚町二四  
 江藤榮七 北區本庄中野町四二七北口方  
 江見與平  
 江村至身 北區網島警察署  
 有光 一 東成郡城東村鳴野六四二  
 赤木重雄 北區上福島中四丁目三四ノ一金谷方  
 坂元照彦 北區本庄中野町四二七  
 佐野俊夫 兵庫縣武庫郡今津町津門七五〇  
 木村小次代 三島郡三島村字西川原  
 京谷龍藏 西成郡鷺洲町北浦江七一五

北村儀三郎	豐能郡池田町	中村喜一	北區曾根崎新地一ノ四五中辻方	我謝昌鏡	大阪堀川小學校	山口治三郎	北河内郡里野村大字郡屋
木村樽太郎	京都府綴喜郡田原村字郷日本町八六	中島泰逸	北區老松町一丁目一七奥田方	龜田勘太郎	北區南同心町一丁目四五六ノ四四	矢野孝之輔	兵庫縣武庫郡西宮町辰馬本家商店
宮永榮藏	西成郡鷺洲町大仁二二三六戸田方	中谷定治	北區上福島三丁目一八〇森田方	金子二郎	北區西野田今開町三丁目五五一	馬淵仁太郎	東成郡古市村千林一三三
三宅通夫	南區天王寺北河堀町	内藤越夫	南區天王寺大原社會問題研究所	金森彰三	北區三軒屋上ノ町木炭間屋金内組方	松原與七郎	三島郡吹田町松ヶ鼻
水谷小二郎	尼崎市竹谷新田八七江南寮	中平千里	西區九條南通二ノ一七四宗光方	金内尙一	西區三軒屋上ノ町木炭間屋金内組方	町要三	泉北郡濱寺公園前林内
三木富三郎	堺市柳屋町東三町六五中島方	梅田茂枝	北區眞砂町三五熊田方	加藤千枝		藤田亦四郎	
三宅富三郎	尼崎市別所村六六本田方	白井裕治	北區北野大深町九一川端由松方	加藤克己	北區小澤町一四一河野方	福田三郎	北區富島町稅關構内富島組通關部
水口光造	北區相生町七二	内田政次郎	西區田中町三〇久方	寬行雄		河面三一	神戶市播磨町一七橋濱海上保險會社
三村福一	北區上福島北一丁目一四三	前田卯吉	豐能郡箕面村半町四二八ノ二二	吉田文雄		小船正	
見浪廣治	北河内郡南郷村字赤井	松島翠	兵庫縣武庫郡大社村廣田	吉田茂實	市外鷺洲町大仁二四八會根方	寺田武一	東區農人橋二丁目三二
宮本五郎	東成郡小路村字片江一三	小西四郎	東區東平野町八丁目三三三番地	米澤信次	市外大仁二四八ノ二内藤方	淺井德次郎	南區内安堂寺一ノ一三
見村賢治	兵庫縣武庫郡西灘村字知原一四三片山方	腰高貞雄	兵庫縣武庫郡西灘村岩屋三六一	谷俊重	堺市甲斐町西二丁目一四馬場方	淺沼彦次	南區天王寺六萬體町五二三三
澁手二二	神戶市中道通九丁目三〇文屋方	淺井明	東區伏見町二丁目帝國商業銀行北船場派出所	田中喜久次郎	神戶市須磨町板宿字下平田一一五	上利一郎	西成郡歌島村小津武林起業株式會社紡績工場内
志水説二	東成郡住吉村七八一	饗庭敬三	北區西野田江成町二九九	田中勝		阪田倉藏	北區天滿橋筋六丁目一一五
下村虎之進	西成郡法町北四丁目	佐野茂		玉木政久		佐田清	兵庫縣武庫郡本江村青木一〇七
平工威夫	西成郡神津村字木川二二	久松幸三	兵庫縣武庫郡御影町重塚一一〇一山崎方	根川貞治郎	南區難波新川三丁目六三九ノ一	佐々木重之助	兵庫縣尼崎市中在家町四六〇番地
寬義忠	南區逢坂下之町四五三八相方捨松方	井阪榮一	北區玉江町一丁目七番地	長柄嘉禮	鳥取縣東伯郡灘手村	澤井吉雄	南區難波櫻川町一丁目一〇四六
平川德雄	西區市岡町二四五中尾方	井上日丸	市外鷺洲町浦江五六八ノ一	中井千萬年	南區日本橋筋東一丁目四六二五番地	澤田多門	兵庫縣武庫郡四宮町字一號地七四八
森田作太郎	尼崎市西灘波村四九七	今福伊三	市外大軌沿線足代驛前	中島秀信	西區江戶堀南通三ノ一四	猿丸貞治	兵庫縣武庫郡精進村芦屋九九
森春雄	北區松ヶ枝町二七	伊藤光正	北區上福島三丁目七二三	名倉熊藏	西區北堀江裏通二丁目四	水谷彰一	東成郡天王寺村字天王寺二二二
鈴木愛憲	豐能郡麻田村字麻田一三九九ノ一	石田新十郎	西成郡鷺洲町大仁富永久吉方	中森幸次郎	豐能郡池田町北ノ五	三矢暉吉	南區安堂寺橋通四ノ二浮田忠次郎方
今井元藏	北河内郡四條村北條七十五番屋敷	板倉匡	北區天神橋筋二丁目佐藤方	中村敬直	福岡市大濱三丁目五戸部田内	宮崎久樹	
石川英夫	東區八丁目中寺町二八	濱崎多松	北區下福島三ノ一七五尼崎炭礦本社	長尾安平	市外北浦江六二三大橋方	柴田靜雄	兵庫縣川邊郡伊丹町本町八尾方
亥野貞吉	神戶市布引町三丁目六六長瀬方	秦良三	北區西野田大開町八四九孝橋方	村上隆彦	北區新川崎町一番地	白木乙吉	
泉浩三郎	西區市岡町四七九田中德二方	林田周吉	東成郡天王寺村常盤通	浦野俊二	北區上福島中四丁目一和納方	篠原博	
橋本陸夫		岡野榮太郎	東成郡天王寺村二〇七二ノ一	能川外代治	神戶市脇濱町二丁目四六	廣谷英造	北區老松町一丁目
原騰	西區西九條濱通一丁目一四番地	岡田儉一	東成郡鶴橋町木野三一七	信垣茂	三島郡宮島村大字島五六五	東嶋恒能	北區伊勢町八林田方
西原紋市	市外豐中村山口銀行寄宿舎	大下應	北區上福島北二丁目松井館	野村卓二	北區上福島北二丁目松井館	百武進	市外傳法町北二丁目一金森方
鳥居忠雄	西區江戶堀北通三丁目久世松之助方	岡田保	北區上福島北一ノ一六〇ノ一藤岡方	桑原正治	東區東平野町四ノ一一八	森本武一	神戶市小野通七丁目四一
大川光三	三島郡富田村二五八七	大谷武治	市外鷺洲町大仁二三七渡邊方	山村常雄	北區上福島北二丁目松井館	關上義彦	堺市櫻之町二八番地
渡邊俊二	北區西野田吉野町一ノ三六九中西方	奧田甚之助	北區澤上江町三二〇番地	山本又一郎	東區平野町三丁目長瀬商店内	瀨川盛男	青森縣三戸郡湊町
川崎正雄	兵庫縣武庫郡香櫛園海濱	大島生夫	北區玉江町二丁目三	山口正一	北河内郡守口町大字寺内山本方	鈴木彰	中河内郡小阪村下小阪七二三番地
河合治	兵庫縣武庫郡今津町津門西口鈴木方	奧井正員	三島郡新田村大字上新田	山口昌一	北區上福島北二ノ一一八ノ二土居方	須田道義	兵庫縣武庫郡西灘村味泥二八七
神吉薰次	神戶市兵庫濱添通一丁目一番地	大西幾郎	東成郡鶴橋町東小橋二五ノ二上田方	山本治郎	北區西野田吉野町一丁目溝口方		
竹村熊二郎	北區北野小松原町三七九番地	脇本廣吉	東區高麗橋詰町五〇	數正晴	北區本庄葉村町二八六ノ二五字野方		

(以上專門部商業學科)

### 校友の面影

#### 進藤紫朗氏

かねて八千代海上火災保險會社の常務取締役  
に就任された、ミ云ふ便りを聞いて居た記者  
は一日氏を日本信託ビルディング樓上の同會  
社事務所に訪れた。滞歐中屢スバニツミ間



外遊の時當の藤進紫朗氏

り約一年大戦後の海外を視察する爲、英、米、  
獨、佛其の他各國を歴遊せられ、歸朝後外遊  
中に得られた收獲の一として、後段氏の談話  
中にも見ゆる『海上保險取引集會所』なるオル  
ガンを東京の同業者間に創られたが、本年二  
月八千代海上火災の設立ミ

共ニ夫を東京への置土産ミ  
して大阪へ赴任された。其  
の事業に對する御意見の要  
旨を紹介すれば次の如くで  
ある。  
『現在私共の主としてやつ

違へられたミ云ふ氏は一見成程さうなづか  
れる六尺豊かな體軀ミ、堂々たるカイゼル  
式美髯の持主である。  
『在學中既に職業を持つてゐたので、學校  
は随分すぼらしました。併し圖書館には之  
でもよく通つて讀書したものです。』

氏はかうした言葉によつても知らるる通り、  
其の青年時代を可成り刻苦勉學の中に過され  
た。明治四十四年本學商科卒業後一年志願兵  
として軍務に服し、其後大正元年から今年二  
月まで日清火災海上保險會社東京支店長とし  
て敏腕を振つて居られた。其の間大正八年よ



中村虎次郎氏

にかかる所である。當初に於いては殆ど日清  
唯一社であつたが今日では、再保險を營む會  
社は我國四十有餘の損害保險會社中約十社程  
ある。併しながら此の損害保險事業に再保險  
は心須缺くべからざる事業であつて、現今猶  
海外の再保險業者に倚頼する所の多い我が損  
害保險界を思へば、我國に於ける斯業の前途  
は益廣いミ同時に私共も一層奮發せなければ  
ならぬわけである。近時凡ての産業が國際的  
性質を帯びて來たことが現代の著しい傾向で  
あるが、それと同時に一國經濟關係の獨立ミ  
云ふ事は益緊要の度を加へて來た。殊に其の  
性質上充分に國際的であり、又一切産業發達  
のパロメーターミ云ふべき保險事業の國家  
的獨立は、或る意味から實に國家的事業ミ云  
つてもよいので、之については戦前の獨逸が  
何よりの例であると思ふ。もこもこ此の再保  
險事業なるものは戦前獨逸に盛ん  
であつて、殊に獨逸は得意のカル  
テル組織を以て國內再保險業者の  
大團結を行ひ、盛に外國の再保險  
を吸收して保險料の收入を圖るミ  
同時に、内外各種の企業に干與の  
手を延ばしたのである。そして當  
時の獨逸政府が陰に陽に此の政策  
を支持し獎勵したのは顯著な事實  
であつて、同國が彼の急速なる産

て居る業務は損害保險の再保險事業であつて  
此の再保險事業については私の前に居つた日  
清火災海上保險會社が日本に於ける鼻祖ミ云  
はれる位であるが、元來損害保險事業の日本  
に於ける發達は比較的近代の事に屬し殊に其  
の再保險事業に至つては近近十數年間の發達

業の發展は此の再保險政策に負ふ所多大であ  
るミ云はれてゐる。而も此の効果は這般の大  
戰勃發に際して靚面に現れたので、先づ亞米  
利加等の比較的産業組織の新しく再保險等は  
多く獨逸の勢力に頼つてゐた國では、國交斷  
絶に伴ふ取引の停止で國內に於ける保險の消

化に困難を感じ、それが爲一部經濟界に混亂  
を生ずる等の事もあり、更に又聯合國の船舶  
で其再保險關係から機密が漏洩し、擊沈の厄  
に遭遇したのも少なくないミ云ふ事である。  
かくの如く一國保險業の獨立ミ云ふ事は一朝  
有事の際に、經濟上、軍事上に非常な影響を  
及ぼすもので、之が目して以て國家的事業  
ミ云ふ所以である。我國でも最近多少の發達  
は遂けたが未だ遺憾な點が多いので、刻下の  
急務ミしては再保險の事業を盛にして一面保  
險消化力の培養を圖り、他面同業者間の連絡  
團結によつて保險取引の圓滑を圖るミ同時に  
被保險物を淘汰する機會を與へて一般經濟界  
の健全な發展に資することである。此の意味  
の下に私は昨年東京の同業者間に『海上保險  
取引集會所』ミ云ふ一オルガンを設け、毎日  
一定の時刻に同業者が集つて保險の取引をす  
ることにしたが、可成りの成功を收め得て過  
般も其の一週年祝賀會を開いたことは私のひ  
そかに自負してゐる所である。云々』  
氏は當年三十五歳、歸朝後結婚されて未だ  
御子達はないが乗馬、大弓等に趣味を持ち、  
犬、小鳥等の動物を愛護される事一入で、酒は  
『時に斗酒尙ほ宿醉を覺わすミ云ふ事もあり  
ます』ミの事、大學教育についても一家の見  
を承る事が出來たが餘白がないので割愛する  
最後に記者が訪問の際氏が外遊中の見聞をも  
のせられた『脚のまにまに』ミ氏が再保險に關  
する所見を述べられた事ミ、御多忙の時間を割い  
て種々有益な御教示を與へられた事を深く  
謝し、併せて氏が今後益其の所期に向つて猛  
進されん事を邦家の爲に願つて止まない。



### 中村虎次郎氏

「一體辯護士云ふ職業は昔は志望者も少く試験も至難であつて、従つて同業者が少く生活も豊かであつたが、最近數の激増に伴ふて生活上にも不安を來すやうになつたかの如く思はれる。故に青年として辯護士の表面に現れたる華美な生活、殊に一部少數者の政治上社會上の華かな地位に憧れて、此の職を以て云ふ事は大いに戒めねばならぬ。固より世に所有權の存する限り辯護士は社會上必要な機關ではあるが、今日の狀態等一面より之を見れば辯護士は大抵上流階級の代言者たる如き觀があるのである。勿論其の人の考へ一つで随分弱者の味方になれぬ事もないが、多くは殊に一流の辯護士は皆大資本家の利益の代表者で、此の意味からするならば辯護士が必ずしも社會上緊切な職業でありや否やは大なる問題である云はねばならぬ。夫よりも寧ろ直接なる生産的職業に従ふ事が國家の見地よりするも個人の見地よりするも、より有用でより安全ではあるまいか。唯徒なる名に迷つて辯護士の如くあまり生産的でない事務に従ふのを可とする思想は、今日の事情に照して既に一つの時代錯誤であると思ふ。従つて青年たるべき者は同じ法律を學ぶにしても須らく之を國利民福の増進に直接貢獻すべき方面に用ふべきである。例へばここに警察署長と辯護士とありする。個人的所得の多寡より云へば、警察署長の薄給固より辯護士の厚幣に足らぬけれども、之れを國家社會の見地よりすれば辯護士の職務よりも警察署長の働きの方が、民衆の生活に於てより緊切であり、やり方一つで可成り民衆の厚生をも期し得る。而も之は警察署長のみに限つた事ではなく、市の官吏にしてもさうであつて、近頃よく裁判官が化石になつたさか云ふが獨り裁

判官のみでなく、一般官吏も亦去勢されたかの如き状態にある。思ふに之等の官吏が時代に目覺め新しい思想を擲んで進んだならば、現今やかましい社會問題の大半は立ちどころに解決されるだらうし、人民の福祉、國力の増進亦期して俟つべきものがあらう。即ち法律を學ぶにしても何を學ぶにしても、青年諸君はよろしく大勢の趣所を察し大局に着眼して進まねばならない。」

記者が吾等後進の爲にこの請を容れて氏は大要右の如き御話をされた。三十六歳云ふ年の割に老けて見ゆる氏は云ふまでもなく大阪辯護士界の錚錚たる人物、此の度唐物町に新しく事務所を建築せられて此の御話を承つたのも其の階上でであつた。其の外、氏は大正十年の選挙に當選して爾後市會議員の要職にあり、嚴正中立を標榜して市政の公明を期して居られるが、又舊國民黨大阪支部の幹事として代議士清瀬一郎氏の選挙にも大いに力を致されたさうである。御家庭は御母堂と夫人に令息の四人暮し、令弟豊一氏は帝大卒業後外交官として獨逸駐在中の由である。趣味としては何でも一通は心得て居ながら深くも嗜まざ、唯業務の餘暇讀書三昧に入るを唯一の娛樂として居られる。

前のお話さ云ひ氏の人格の一斑も偲はれて奥床しい限りではないか。尙ほ現下の農民問題や、武藤氏の商工同志會等についても有益な御話を伺つたがそれは又機會を見て紹介することにし度い。氏は明治三十九年法科の出身四十四年に判検事と辯護士の兩試験にパスし其のまま官途につかず直ちに大阪で開業以て今日に及ばれた。今後氏の卓見と人格を必要とするものは獨り大阪の法曹界のみではあるまい事を吾人は確信するものである。

### 校友の家庭

#### 舟木二三二氏

前號で一才御知らせして置いた様に、明治三十二年に本學を卒業された氏は、今回府下岸和田に市制敷かるるや推されて第一期の同市市長に就任され、去る五月十二日御家族と共に東京から赴任せられた。

記者が御伺ひしたのは其の翌翌日の十四日、同市校友辻氏の御厚意により赴任早の御忙しい中にもかかわらず拜眉の機會を得る事が出来た。

氏は云ふまでもなく岸和田の産、本學卒業後稅務署内務省等に官吏としての生活を送られ、時に福井縣三方郡長として五、六年間奉職せられた事もあるが、考ふる所あつて判検事、辯護士等の試験は一回も受けず、寧ろ婦人問題について所懐を有せられ、即ち我國七千萬同胞の内半分が婦人であるをすれば其の教養は誠に忽にすべから



赴任途の上の舟木氏と御家族  
右より舟木氏、次女都子、おん夫人、長男玄清君

ざる問題であつて、男子の學問思想體格の増進と共に婦人の向上は社會發達上最も必要である云ふ見地から、女子教育、婦人會の發達に餘生を盡す覺悟で、最近愛國婦人會の幹事として同會の事務や會計を司り會長を助けて會の發展を圖つて居られた。處が此度郷黨に推されて郷土の市長なられた事は氏にしても亦面目させらるる所であらう。元來岸和田は工業都市として有名な紡績、織布等の工場多く、將來の發展も工業家の自覺に俟つ所多いわけであるが、其の爲には道路、港灣、

下水等經營施設すべき事が多方面に互つて大なるにも拘らず、未だ一にして其の緒についでない有様で、氏も幸ひ岸和田諸先輩の助けによつて之等の事業を幾分でも完成せしむるを得れば、市長として將た祖先墳墓の地に對する務として誠に望外の満足である云つて居られる。氏は今年五十三、會つては磊落不羈を以て任じられたこともあつたさうだが、年と共に人爲も圓滿となり今尚ほ神身の修養に専心してゐられる。謠曲、園藝等も深く嗜まれず酒盃を手にはせられる事も稀であつて、氏の如き智徳圓滿な人格者を迎へ得た岸和田

### 學生彙報

#### 大學豫科學生大會

五月一日、千里山學舎に於て、大學豫科學生大會を舉行、豫科三年秋山君司會者となり、同三年江里口君、同二年伊藤君等のテーブル・スピーチがあり、學生の向上親睦等に就き各自意見を吐露する所があつた。

#### 豫科二年クラス會

千里山大學豫科二年では去る五月五日午後三時より、心齋橋北村會席場に於いてクラス會を開いた。出席者四十五名、幹事の挨拶に次いで小宴に入り午後七時和氣黨黨裡に散會した。

#### 柔道部庭球部練習開始

此の新學期を機として、新に部員を募集、陣容を建て直した福島柔道部及び庭球部は、次

市は其の市制の第一歩に於いて既に成功を收め得た云ふべきであらう。

夫人は舊津山藩士野上氏の二女、長男女清君は山口高商卒業後大阪の某會社に勤められ、次男良藏君は慶大在學中、長女富子さんは近く塩澤博士の媒酌で早大卒業生と華燭の典を舉げられる由、次女都子さんは東京から岸和田の女學校へ轉校なさつたさうである。何れも運動や音楽等に趣味を有せられ、未だ充分片附いて居ない御屋敷中にも暖い春風が吹いてゐる様であつた。

の如く練習日を定め各練習を勵んでゐる。

柔道部 毎週 火、木、土  
庭球部 毎週 月、水、金

#### 剣道部猛練習

五月二十日、天王寺武徳殿支部の道場に於いて催される、大阪學生劍道會主催の劍道大會に出場する爲、福島劍道部では去る八日から約二週間の豫定で毎日第一時の授業終了後、猛烈な練習を始めてゐるが先輩や卒業生の指導や激勵もあつて意氣頓る盛である。

#### 繪畫藝術部發起

法三の柳ヶ瀬君が主となつて、同會の設立に盡力してゐるが同好の學生諸君の援助を賛成を希望してゐる。

#### 相撲大會豫報

來る五月二十七日(日曜日)千里山學庭に於て、福井選手の引退披露を兼ね、大阪時事新報社後援、本學相撲部主催の下に學生相撲大會を開催する事になつてゐるが、同日は各中等學校選手の優勝戦、各専門學校選手の紅白仕合等がある筈である。

#### 金田格君の極東オリンピック大會出場

至る所の陸上競技大會に出場し、稀に見るハイ・ハードランミして、常に目覚ましいメリツトを示しつつあつた本學陸上競技部選手金田格君は、數次の豫選大會を何れも第一等の成績でパスし、愈本月下旬當大阪に於て舉行せられる第六回極東オリンピック大會に出場すべき選手權を確實に獲得した。尚ほ同大會に女子庭球選手として出場する事になつてゐる金田咲子嬢は、實に同君の令妹である。

#### 學友會新幹事選出(福島部)

今年度學友會幹事として福島學舎の方から選出された諸君は左の通りである。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 法三 中島 一 郎   | 法三 田邊 芳 市   |
| 同 蓮見 松 壽    | 同 棗 耕 三 郎   |
| 商三 畑 孝 二 郎  | 商三 中山 幸 市   |
| 同 岡村 順 藏    | 同 森川 太 郎    |
| 經三 望月 靖 彦   | 經三 井阪 恭 一   |
| 同 二川 敏 三    | 法二 前田 三 代 治 |
| 法二 綾木 茂 太 郎 | 同 赤木 元 一    |
| 商二 岡本 勇     | 商二 古野 恆 雄   |
| 同 桐野 準 平    | 經二 富田 英 雄   |
| 經二 石川 鶴 藏   | 法豫 小倉 清 二   |
| 商豫 池田 藤 一   | 經豫 八木 末 治   |

尚役員は次の如く内定、但し總務部の三名は目下詮衡中である。

- |      |           |
|------|-----------|
| 幹事長  | 法三 中島 一 郎 |
| 文藝部長 | 經三 井阪 恭 一 |
| 運動部長 | 經二 富田 英 雄 |

#### 學生諸君ニ告グ

- ◎次號カラ學生彙報欄ヲ擴張シテ、學友會、縣人會、級會其ノ他學生諸君ノ會合ニ關スル報道ヲ出來ルダケ多ク掲載シタイト思ヒマスカラ、各當事者諸君カラ細大ニ拘ラズ學報局宛御報知下サランコトヲ希望シマス。
- ◎學生諸君ノ投稿(研究論文、創作、詩、歌等)ヲ歡迎シマス。
- ◎右兩者トモ取捨選擇ハ編輯者ニ一任シテ頂キマス。又原稿ハ一切返却致シマセン、但シ特ニ返却ヲ要スルモノハ豫メ其ノ旨ヲ通知シテ置イテ下サイ。
- ◎投稿ノ締切ハ每號前月二十日トシ、締切日以後ニ到着シタルモノハ次號ニ廻スコトニシマス。
- ◎本誌第一號乃至第七號ノ殘部ガ各號多少ツツアリマスカラ、入用ノ方ハ學報局ヘ申シ出テ下サイ。但シ一部ニ付キ實費金拾五錢ヲ申受ケマス。

大正十二年五月

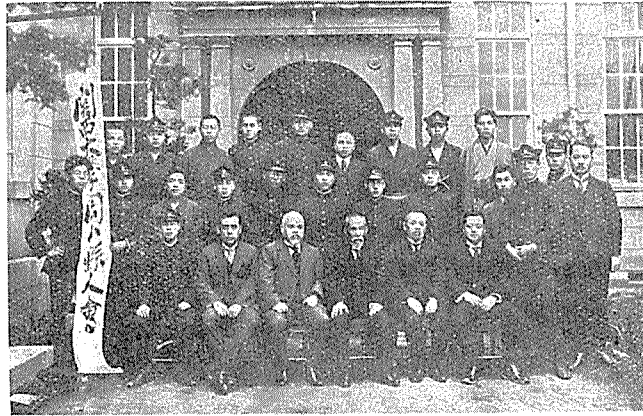
#### 關西大學學報局

#### 土佐人會設立

今回、福島學舎の高知縣出身の有志者の間に土佐人會設立の企てがあつて、目下會員募集中であるが五月十九日第一回の總會を兼ねて茶話會を開くさうである。

岡山縣人會總會

福島舊學舎では今度新に入學した會員をも加へて、岡山縣人會の本學年度第一回總會が去る八日、第八教室で開かれた。先般同縣出身の犬養氏の來學もあつたこと、て非常な盛會であつた。因に今年度の幹事諸君は左の通りである。



(氏養犬央中列前)影撮念記迎歡翁木の會人縣山岡

學生歌

有里 君(法三) 尾崎 君(經三)  
 杉山 君(經二) 笠原 君(商二)  
 島村 君(經二)

大豫三 浪江源 治作歌  
 同 中村良之助作曲

一 御空に輝く陵爛の

北斗の星に憧憬れつ  
 久遠の理想を高く求め

迎る天路の草枕  
 行く若人の假寐にも

二 紺碧深き海洋の

底ひに知れず秘められし  
 幾その寶搜すべく  
 腕鐵の丈夫が

丈餘の櫓權舵取りて  
 今し舟出の朝ほらけ

三 空に輝く夕星の

さやけき光仰ぎみつ  
 いざ高誦さん精進の  
 自學の曲も朗かに

歌ふ歌人の胸底に  
 若き命の響あり

四 若き海士の背夕陽あび

月苦の上に傾きて  
 暮るればゆらく漁火の  
 友の燈ミ手を取りて

語り交しつすなごりの  
 今宵慰はん自治の島

五 瞬く星の啓示受け

囁く波の私語聞きて  
 青葉隠くる、丘の上の  
 自學自治の學園に

灯す燈火の清ければ  
 千里の原に月淡し

(紙面の都合に依り歌譜を略す)

附關西甲種商業學校彙報

春季修學旅行舉行

本校本年度の春季修學旅行は、五月九日から同十五日迄左の如く舉行した。

第一學年

五月十日早朝出發、室石、白石、黒川、小泉の各教諭引率の下に和歌山方面に行き同日夕刻歸阪。

第二學年

同、引野、秋山、山内、道端、山本の各教諭引率の下に姫路方面に行き、同日夕刻歸阪。

第三學年

同、中村(秀)、古川、三島各教諭引率、伊勢方面に行き、一泊して十一日夕刻歸阪。

第四學年

五月九日夕刻出發、玉置、中村(唯)、後閑各教諭引率、途中船中に一泊して四國方面に向ひ十二日歸阪。

第五學年

五月十日夕刻出發、神田、菊池、島田各教諭引率の下に東京方面に向ひ、江之島、鎌倉、名古屋等を経て、十五日夕刻歸阪。

庭球部の活躍

鳥取縣育英中學校對本校試合

去る三月二十八日、鳥取縣育英中學校の選手を迎へ、本校校庭で雌雄を決したが、優退三組、不戦一組を残し、十五對七で本校側が大勝した。

府立北野中學校對本校試合

五月五日、府立北野中學選手を本校コートに迎へて接戦、結局本校側、優退三組、不戦二組を残し、十五對三のスコアで大勝した。

大阪府下中等學校庭球聯盟リーグ戦

庭球聯盟リーグ戦

大阪府下中等學校庭球聯盟のリーグ戦に於て第四コート(上宮中學校コート)の部では、本校が左の如く優勝した。

第一 明星商業對本校

四勝一敗で本校側勝

第二 堺中學對本校

同じく四勝一敗で本校側勝

第三 上宮中學對本校

敵に一點をも入れしめず本校側全勝

右は五月六日、前記第四コートで行はれた部の戦績であるが、尚ほ他の第一乃至第三コートで何れも優勝した市立工業、成器商業及び天王寺師範の三校を交へて近日更に其の決勝戦を行ふ事になつてゐるので、本校選手は何れも必勝を期して猛練習を續けてゐる。

本年度選手メンバー

右各試合に活躍してゐる本校本年度の選手メンバーは左の通りである。

主將 入江二郎 マネージャー 宮岡四一

大將組 増田 副將組 石野 中堅組 林

四將組 垣本 五將組 大戸 平田

米澤 久保 渡邊

第八回「學の實化」講演摘録

府市制大觀

大阪府會議長 關西大學講師

廣瀬徳藏

本日の講演を承諾した際、題を問はれて困つたが、まよ大きな題であれば、何なりとも平生知つてゐる事を出任せにお話する事が出来るを考へ、斯くの如き大きな見出しを出して置いたが、非常に多忙で、殊に府會開會中なので、一向調べもつかなかつたから、此の演壇に立つてから浮んで來る府市政に關する事項を秩序なく申上げて、責を塞ぐ事にする。凡て實際の運用上の問題に限り、法理上の議論は一切避けるのが、學の實化に適する事と思ふ。

第一 府市は如何なる職制の下に如何なる事業を爲しつゝあるか

府と市とは共に地方公共團體であつて、國家の委任に依り、其の區域内の公共事業を司掌經營せる事は諸君御承知の通であつて、其の區域に廣狹の別はあるが、大體同じ様な仕事をしてゐる府廳、市役所の事務分掌及び其の經營せる營造物を對比して見れば、大略其の爲しつゝある仕事を知る事が出来る。即ち左の通である。

府市事務分掌及事業一覽

府	議事課	土地方課	土木課	會計課	學務課	營繕課	社會課	都市計畫課	商工課	農務課	權度課	高等警察課	特別高等警察課	外事課	警務課	保安課	刑事課	消防課	衛生課	工場課	建築課	港灣部(主として検査)	穀物検査所	商品陳列所、農事試驗場	
市(警察部の中衛)	庶務課	財務課	土木部	經理課、會計課	教育課	營繕課	社會部	都市計畫部	商工課	衛生課	衛生課	電氣鐵道部	港灣部(修築と運用)	水道部	衛生試驗所	工業研究所									

醫科大學及病院	桃山病院
難波病院	刀根山療養所
博物館	市民博物館
修徳館	市民館
各師範學校	兒童相談所
各中學校	商業學校、工業學校
各高等女學校	實業學校、實踐女學校、 實修女學校
農學校	小圖書館
職工學校	各區役所
高等海員養成所	
中之島圖書館	
各郡役所	
各警察署	

右の如く名稱は異つても、對照せる各課は、大抵同質の仕事をしてゐるものを見て差支はない。唯一見明瞭なる府市の差は、市には警察事務が一もない事である。此の警察事務は、後に時間があれば述べ度いと思ふ特別市制の成否に大關係のある事項である。

府市の事業の差異

(一)法令より來るもの 例へば小學校は市の專擔に屬し、精神病院は府縣に設立を命じ、結核療養所は市に設置を命じ、大學は府に認めて、市に認許しない類であつて、主として團體の實力を顧慮するより出でたるものである。(大學令第五條)

(二)任意のもの 例へば中等學校は、府に於て設備するを原則とするが、市も小學校を設備して尙ほ餘力があれば、設置する事が出来る。併し目下府市は協定して、中學校及び女學校は府、實業學校は市でやつてゐるの類。(高等女學校令第四條、中學校令第四條)

以上の如く色色に區別があるが、此の外に諸君が大原則として記憶すべき差異は、(イ)下級自治團體は上級自治團體よりも廣汎なる自治權能を有するを通過する結果、議會の權限にも亦廣狹の別がある。

府縣制には(第四十一條) 『府縣會の議決すべき事件左の如し』とあつて 一 歳入出豫算を定むる事 二 決算報告に關する事 以下數項を掲げてゐるが、市制には(第四十一條) 『市會は市に關する事件及法律勅令に依り其權限に屬する事件を議決す』とあつて、次の第四十二條に『市會の議決すべき事件の概目左の如し』

- 一 市條例及規則を設け並に改正する事
  - 二 市費を以て支辨すべき事業
  - 三 歳入出豫算を定むる事
  - 四 決算報告を認定する事
- 以下數項を掲げてゐる。

大體似た事項を規定してゐるが、市制第四十一條の如き概括規定は府縣制になく、又第四十二條中概目の二字は府縣制にない。而して市制にのみ存する所である。則ち府縣は限定し、市は限定しない。市會は市に關する一切の事件を議決するに反し、府縣會は極限せられたる數項のみに關與するのである。

右權限の廣狹より左の差異を生ずる。(ロ)府縣は經費を議決するも事業を議決しないが、市會は事業並に經費を議決する。府縣會は、府縣の自治權が狭少である爲め、當然議決權限の狭少である上に、事業を議決するの權能がなく、事業は府縣知事が之を決

定し、唯費用のみの協賛を府縣會に求めるものであるから、其の議權は一層狭小となり、議會の威力を發揮する場合は、費用豫算を削減して、事業の遂行を不能ならしめる場合にのみ存するのである。例へば學校を設けるに付、其の規模及び位置等は知事が之を定め、費用を府縣會に要求するの類である。之に反して市會は、先づ事業の可否を定め、次に費用の多寡を定むる權能を有する。左に例示する事とする。

### 市の議案

(第一の甲)  
議案第 號

大阪市電氣鐵道部従業員ノ共濟組合ニ關スル條例制定ノ件

大阪市電氣鐵道部従業員ノ共濟組合ニ關スル條例左ノ通相定ム

大正十一年十二月 日提出  
大阪市長 池 上 四 郎

大阪市條例第 號  
大阪市電氣鐵道部従業員ノ共濟組合ニ關スル條例

第一條 大阪市電氣鐵道部所屬ノ雇員以下ノ従業員ハ大阪市長ノ定ムル所ニ依リ其ノ相互共濟及福利増進ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條 市ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料總額ノ百分ノ三ニ相當スル金額ヲ限度トシテ組合ニ交付ス

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

評議員ハ其ノ定數ノ三分ノ一ヲ電氣鐵道部職員中ヨリ電氣鐵道部長之ヲ選任シ他ノ二分ノ一ハ組合員中ヨリ組合員之ヲ選舉ス

### 附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一の乙)

費用の豫算に關する議案は都合に依り其の例を略する

(第二の甲)

議案第 號

聾啞學校創設並盲啞學校組織變更ノ件  
左記要項ニ據リ聾啞學校一校ヲ創設シ現在ノ盲啞學校ノ組織ヲ變更スルモノトス

大正十年十月 日提出  
大阪市長 池 上 四 郎

### 要 項

一 創設ニ係ル分  
(一)校 名 大阪市立聾啞學校  
(二)設 備 大正十年度ニ土地ヲ買收シ直チニ建築ニ着手シ大正十二年ニ校舍ノ建築ヲ完成スルモノトス

(三)創設費概算 貳拾參萬九千六百參拾壹萬圓  
二 組織變更ノ分  
(一)聾啞學校校舍ノ完成ト同時ニ現在盲啞學校ノ教啞部ヲ分離シテ其事業ヲ新設學校ニ移スコト

(二)現在盲啞學校訓育部ノ事業ヲ獨立セシメテ盲人學校トシ現在校舍ヲ以テ之レニ充當スルコト

說 明  
本市盲啞學校ハ逐年生徒増加ニ伴ヒ校舍ノ狹隘ヲ告クルニ至レルノミナラス本校ニ收容スル啞生及盲生ノ教育ハ本來其ノ方法ヲ異ニシ管理ヲ區別セサルヘカサルヲ以テ一面施設ノ完備ヲ期シ一面

斯種教育ノ改善ヲ圖ルノ本旨ニ依リ聾啞教育機關ヲ分離スルモノトシテ其ノ實行ニ着手セムトス是

レ本案ヲ提出シタル所以ナリ

市參事會ノ意見

原案ニ異議ナキモノトス

(第二の乙)

費用の豫算案に關する議案の例は都合に依り省略する

即ち知る、右市會の議案の第一は、電鐵部の勞働者に對し、從來區區に分立してゐた私的組合を統一して、市の公認する一の共濟組合となし、之に對して市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面白く案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて經費の豫算を定めるものである。

府縣の議案

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提すべき規則を定むるに方つては、府縣會の議決を要するから、前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、第二の如き場合は、乙のみを提出すればよいのである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

第二 府市の行政機關

御承知の如く、府縣の執行機關知事は官吏であつて國家の任命に係り、市長は市會に於て選舉する公吏である。

知事は何故公選せぬか。此頃は政友會にも公選説があるさうであるが、特別市制が許され

ないに類似的事由で一才公選になりさうはない。凡そ我國程官公の區別の著明な所はない。等しく公共事務を執掌するのであるに、待遇に甚しい懸隔があるのみでなく、官吏でなければ重大なる權能を付與する事が出来ぬと決めてゐる所は實に珍妙である。大阪市の様な特別なる大都市は、府縣外に獨立せしめ、府縣知事の節度を受けざる自治團體を爲さむとするのが、所謂特別市制運動である。然るに一番其の障礙となるのは、警察權の問題である。自治體の機關たる公吏市長に、命令強制の權力を含める警察權を管掌せしめるのは不當であるとの愚論から、府縣の外に獨立を許さぬ點である。府縣知事は警察權を與へられてゐるから、又府縣知事には地方の公安維持上此の權力を與へねばならぬから公選は不可、矢張り任命に依る官吏としなければならぬと考へてゐる人もあるやうであるが、時代錯誤であると思ふ。

此に關連して追想されるのは、曾て東京府に都制(特別市制)を施さむとした際に、貴族院は行政首腦者たる市長を官選にすれば、通過した事である。衆議院は通過しなかつたが、頗る滑稽の次第である。今は貴族院も思想が大分新しくなつて、時代に逆行するのを恐れる傾があるのは喜ばしいが、數年前は此の通

で官吏萬能の思想を持つて居たと思はれる。市長の地位に就ては面白い變遷がある。明治四十四年の市制改正迄は、市の行政機關は市參事會と云ふ合議體であつて、市長は其の代表者として、其の議決を執行するに止まり、自己單獨の意見を行ふ事が出来なかつた。滑

稽な事には、自己の提案が變更されて、本意にあらざる案となつても、自己の發案の如く市會で説明せねばならぬ事もあつた。執行機關は單獨でなければ敏活でなく、又責任觀念の上から見ても、合議體は宜しくない云ふので、新市制の如く市長を以て執行機關としたのであるが、近時の新傾向から云へば、舊制の方が理論に合してゐる云ふ人がある。即ち權力を一人に集めるのが良くないし、多數市民の利害を適當に評決するには、矢張り、選良を干與せしむるを要するのみならず、一面自治の訓練、自治の諒解の爲めから云ふも、十人内外の議員が行政に參與するのが適當であるこの説がある。

Manchester Plan——米國オハイオ州デイトン市で實施されてゐる、支配人制度でも云ふべきか、委員制も云つても良い制度——に於ては、市民の一般投票に依つて市政委員五人を選挙し、其の委員は一人の市政支配人を任命し、支配人は公安局、財務局、法律局、公益局、公務局の各局長を自ら任命する権能を有するので、株式會社の形を以て、市政に臨んだもので中面白くものである。公安局は勿論警察權を行使する。舊市制の執行機關の組織がよい云ふのも、斯う云ふ例も参照しての事と思はれる。

英國に於ても米國に於ても、議員中から委員を選挙して、行政事務に當らせる例は多々あつて、良好な結果を収めてゐるに聞かしてゐる。我國に於ても、今少し自治の訓練が行き届き、市民の代表者が行政事務を分擔するの域に進み度いものと思ふ。

第三 政黨と自治體

黨争の弊が地方自治體に及んではならぬ事は學者、識者の口を酸くして叫ぶ所であるが、國政に參與する機關には政黨が公認されて居るのであるから、同じ人人が地方政治に參與するに當つて、其の政黨趣味を全然蟬脱せよと求めても到底駄目である。唯自治に依つて成るだけ政黨本位を捨て、善政主義を守らせるより仕方がない。輓近政友會が天下を取つてから、田舎では其の政黨に入らなければ、地方の開發に必要な道路も、河川も出来ない云ふ事を時時聞くが、斯る事は中央政治に於ても宜しくないのは勿論で、況んや隣保團結の舊慣を尊重して出來た市町村なまで、政黨萬能を振廻すのは實に恐るべき事である。私は政黨に籍を置いてゐるが、府政、市政の上には全然黨派心を去つて萬事を行つてゐる積りである。

大阪府會の議員六十二名の中、政友會が目すべきもの約三十名、憲政會が目すべきもの十七名、其の他は無所属である。而して、府會の分野は此の政黨的には岐れないで、別様の派の立て方になつてゐる。即ち穩健派、急進派と名くるを適當とする分類を形成してゐる。市會に於ても、兩黨の何れかに籍を置いてゐる人が相當あるが、是も市長擁護派(新滯會)、反對派(刷新派)、中立派(新正會)等に岐れて、必ずしも政黨的に對立してはゐない。右は流石に大都市であり、商工都市である大阪市だけあつて、法華、門徒の如き事をせぬ所は見上げたものである。其の代り、今日政友會に屬する人人でも、明日憲政會の天下となれば、早速轉籍して憲政會に入る人も無いとは限らない。要するに算盤第一の心掛ける所に、實

業家の面目の躍如たるものあるを思はねばならない。

第四 府の歳入及び歳出

凡そ府市の經費は、皆公共の用途に充てるものであるから、財産の收入、公營事業の収益を以て支辨し得ざる部分は、府市民に於て分擔せねばならぬ。府市民負擔の割合は、府市有財産の有無、擔稅物件の豊富貧弱、事業の多少難易等により區區であつて、各府縣各都市同一ではない。府縣の收入は左の數種である。

甲 財産收入

河岸地其他不用府有地の賣却代又は地所の使用料等

乙 雜收入

受驗料の如きもの

丙 租稅

一 地租制 國稅地租に附加するもの

二 營業稅 國稅を課せざる營業者に原始的に府の賦課するもの

三 營業稅附加稅 國稅營業稅に附加するもの

四 所得稅附加稅 國稅所得稅に附加するもの

五 家屋稅及び戸數制 原始的に府の賦課するもの

六 雜種稅 前數項以外演劇其他興行、湯屋、茶屋、自動車、荷車等雜多の種目に對して、府が原始的に賦課するもの

丁 貸座敷娼妓賦金

此は租稅に其の淵源を異にし、明治二十一年閣令第十二號により府知事に於

て適宜に賦課し、雜收入に編入せるもの

此の外大なる收入を以て國庫下渡金がある。下渡金は府縣の事業中直接國の盛衰に係り、而かも府縣の財力では、其の負擔に堪へない場合に、臨時に國庫から其の二分の一若くは其以下の割合を以て下付せられる臨時的のもの、例へば、國道改修費補助(奈良街道阪神國道の如き)の如きもの、警察は公安を保持するものであるから、其の性質が國の分擔に屬するを當然とする云ふ理由に依つて、警察費は恒久的に其の一部を毎年國庫から補助されてゐる(此の割合も東京と大阪と異り、又大阪よりは地方の府縣は其の率が高い。大阪府は現に三分の一の補助を受けてゐる)今大阪府の大正十二年度の歲計豫算に基いて歲計總額、費用の内譯及び費用の各歩合、收入の内譯及び其の各歩合を示せば左の表の如くである。

表中聯帶、市部、郡部の別があるのは、全國中東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣、廣島縣に限り、府縣全部に共通の事業を市郡の聯帶とし、例へば師範學校費の如く市郡各部に專屬する事業は、各部に於て負擔する。例へば農學校は郡部、商品陳列所は市部の負擔を定めるが如く府縣を區分して、其の負擔を分つ制度を認めた。之を三部制と稱し、會議も府會、市部會、郡部會の三つがあり、聯帶費を議するに方つては、府會議員全員が一室に集會し、市郡各部會に於ては、其の所屬の議員のみが集つて決議するのである。

此の制度は理屈のないものであると私は思つ

て、過去八年間漸次聯帶に統一する方針を採つて来た。従来は中學校や幹線の道路まで市郡の境界を標準として所屬を分つてゐた。

### 第五 市の歳入及び歳出

大正十二年度豫算に於ける大阪市の歳入は

- 一 基本財産收入 (單位圓) 三六、三六五
- 二 蓄積金收入 五六四
- 三 普通財産收入 四七九、六〇一
- 四 使用料 一、三九八、〇〇〇  
道路、堤防、河川、溝渠の使用料、入院料、授業料の如きもの
- 五 手数料 收入證紙、衛生試驗所手数料の如きもの
- 六 特別賦課金 道路法に基く道路の新設、改築の特別賦課金
- 七 交付金 國、府税の徴收手数料 六八四、〇二八
- 八 國庫下渡金 四〇九、九七三  
義務教育下渡金の如き
- 九 補助金 高等商業學校、實業補習學校、結核療養所等に對する國庫補助 四六七、七四七  
傳染病豫防費に對する府の補助
- 十 納付金 市有給吏員納付金 一四、六〇五
- 十一 報償金 瓦斯會社、電燈會社、宇治川電氣の各會社より報償契約(獨占事業を認むる反對給付)に基き領收するもの 四二四、六一七
- 十二 寄附金 一、九三三、六五〇
- 十三 不動産賣却代 七五、七三七
- 十四 物品賣却代

### 市 税

- (一) 地租附加税 九、五九〇、八四二
- 宅地本税壹圓に付 貳拾八錢
- 宅地外同 六拾六錢
- (二) 國稅營業稅附加税 四拾貳錢
- 本稅壹圓に付 貳拾貳錢
- (三) 所得稅附加税 同 貳拾貳錢
- (四) 賣藥營業稅附加税 同 五錢
- (五) 取引所營業稅附加税 同 拾錢
- 菊池晚香先生有勁蒞時節客歸遲翦盡紅樓燭幾枝夜冷酒醒風笛遠紗窓逗月翠於眉之作因次之 運軒 廣 瀨 德 藏
- 酒馨歸思故遲々 銀燭燦開紅紫枝
- 一段風流歌外吹 翠簾描月似蛾眉
- 赴舊任地主佐船入吸江 同
- 舟入吸江烟景新 竹枝歌老十年春
- 風々雨々香園亂 翠袖凭欄豈昔人

- (六) 鑛業稅附加税 拾錢
- 同
- (七) 府稅營業稅附加税 貳圓
- 同
- (八) 府稅雜種稅附加税 同 低きは參拾錢より高きは四圓五拾錢に到る
- (九) 府稅家屋稅附加税 同 參拾五錢の地域と六拾四錢の地域とあり
- (十) 特別稅步一稅
- (十一) 特別稅坤數割

等を含む  
右の外前年度繰越金、雜收入、組入金を併せ通計貳千貳拾五萬九千六百四拾參圓である。之に對して歳出は

- 一 市役所費 七八四、四二七
- 二 區役所費 一、〇八九、八六一
- 三 市會費 六二、五五七
- 四 市參事會費、五、五九五
- 五 土木費 一、三七二、三三八
- 六 渡船費 一七〇、〇八三
- 七 高等商業學校費 一七四、九七二
- 八 商業學校費 二四八、〇五七
- 九 商業補習學校費 四、六二八
- 〇 工業學校費 二五五、二三〇
- 一 工業補習學校費 一五、二二〇
- 二 實業學校費 一〇一、三八一
- 三 高等女學校費 三九、〇八八
- 四 學校幼稚園職員諸費 四、四五六、八二三
- 五 此の金額の比較的巨額に上れるは、各區の小學校の經費中給料のみを市に統一したからである
- 六 直營小學校費 二八、八六三
- 七 盲學校費 二八、八六三
- 八 聾啞學校費 三四、九〇五
- 九 實業補習學校教員養成費 二、五二六
- 〇 教育獎勵費 二八、三六〇
- 一 市民博物館費 五一、六六七
- 二 通俗圖書館費 三七、二三三
- 三 運動場費 三一、八八三
- 四 安治川に設置し、本年五月二十一日オリピック大會に使用せられる東洋第一の運動場の經常費である
- 五 傳染病豫防費 一二五、五四五
- 六 傳染病院費 二二八、四〇九
- 七 痘種費 四一、六三二

消毒隔離所費 六、八四二  
三 消毒費 七一六  
其の他汚物掃除、尿管汲取、結核療養所、衛生試驗所、葬儀所等の費用、勸業費、公設市場費、工業研究所費、公會堂費、公園費、社會事業費(産院、乳兒院、託兒所、職業紹介所の如き)等數十項を併せて千五百九拾貳萬貳千四拾七圓であつて、之に

- 一 河川改修、道路新設、改築、下水道改良、實業學校の設備、美術館の創設等の經費四百參拾參萬七千五百九拾六圓を合すれば、歳出總計貳千貳拾五萬九千六百四拾參圓なるが、是は所謂普通經濟であつて、此の外に大阪府は獨立經濟として
  - 特別會計 四、〇四三、〇六五
  - 水道 二〇、三四四、七〇〇
  - 電氣軌道營業費 九一、四八七、〇〇〇
  - 電氣軌道建設費 一、六七七、一七一
  - 港灣費 二、五〇〇、〇〇〇
  - 築港費 一〇、六九〇、九二〇
  - 都市計畫事業費 二、〇四二、〇二二
  - 下水道改良費
- 等を有し、普通會計と分れて特別の收入と支出で事業を經營してゐるものを合すれば、大正十二年度の大阪市の會計は、壹億千五百拾參萬餘圓なるが、豫算の編製上、互に重複して計上されてゐるものを除けば、純收入通計八千五百拾參萬餘圓、純收入八千四百六拾四萬圓となる。
- 右各種經濟の相互關係、事業の遣り方等を説明すれば、多少の興味がないではないが、今回は時間に乏しいから次回に譲る事とする。

本誌維持費受領報告

(到着順)

金貳圓也	八 經	龜川四郎氏	金貳圓也	七 法	湯原慶太郎氏	金貳圓也	三 法	落合正隆氏	爲替又ハ小額郵便切手ニテ御拂込ミ下サイ。
金貳圓也	九 經	椿了氏	金貳圓也	二 商	西長市郎氏	金貳圓也	四 法	富田茂氏	
金貳圓也	三四 法	北本甚之助氏	金貳圓也	九 商	三野壽雄氏	金貳圓也	一 經	尾形貞次氏	
金貳圓也	二 經	三原弘氏	金貳圓也	四 商	井上善一氏	金貳圓也	三 法	橋本鹿藏氏	
金貳圓也	九 法	中野德司氏	金貳圓也	五 法	大木幾馬氏	金貳圓也	三 法	石塚大藏氏	
金貳圓也	五 法	宮野廣正氏	金貳圓也	一 法	岡本榮吉氏	金貳圓也	七 法	岡村榮三氏	
金貳圓也	同	岩岸林三郎氏	金貳圓也	三 法	岡本榮吉氏	金貳圓也	二 法	法西榮次郎氏	
金貳圓也	一 商	松本茂氏	金貳圓也	六 法	大西品吉氏	金貳圓也	六 法	大月仲氏	
金貳圓也	七 法	山田九藏氏	金貳圓也	一 法	西澤乙一氏	金貳圓也	三 法	布井良太郎氏	
金貳圓也	三八 法	永田宗太郎氏	金貳圓也	同 商	藤本保一氏	金貳圓也	八 法	稻森健次郎氏	
金貳圓也	四五 法	石川敏雄氏	金貳圓也	七 法	長岡時光氏	金貳圓也	三 法	林江楠繁氏	
金貳圓也	一一 經	糸島實太郎氏	金貳圓也	同 法	井口圭司氏	金貳圓也	三 法	井上仙助氏	
金貳圓也	一一 商	柳原貞則氏	金五圓也	九 法	村尾靜明氏	金貳圓也	六 商	片岡安吉氏	
金壹圓也	七 法	中野榮次郎氏	金貳圓也	三七 法	伊藤直義氏	金貳圓也	同	中西靜麿氏	
金貳圓也	一一 法	橋岡熊四郎氏	金貳圓也	九 商	大西三津治氏	金貳圓也	一 經	橋口正一氏	
金壹圓也	三九 法	原田市之進氏	金貳圓也	推 商	岡崎一雄氏	金貳圓也	一 商	稻田増太郎氏	
金貳圓也	一 商	竹内國藏氏	金貳圓也	二 商	奧村乙吉氏	金貳圓也	九 法	生島信治郎氏	
金貳圓也	三〇 法	小串榮藏氏	金貳圓也	四 商	織田選氏	金貳圓也	一 法	上島信敏氏	
金貳圓也	三九 法	中村守氏	金貳圓也	三 法	都馬小一氏	金貳圓也	三 法	竹中常三郎氏	
金貳圓也	四二 法	向井威夫氏	金貳圓也	九 法	伊村宗芳氏	金貳圓也	六 法	橋本小三郎氏	
金貳圓也	一〇 商	横井亮祐氏	金貳圓也	四三 法	末松正行氏	金貳圓也	三 法	井上登圓氏	
金貳圓也	三六 法	渡邊喜市氏	金貳圓也	推 商	稻倉恒英氏	金貳圓也	四 法	池島源之丞氏	
金貳圓也	一〇 法	坂本七兵衛氏	金貳圓也	一 商	鈴木八郎氏	金貳圓也	二 法	市村文氏	
金貳圓也	三一 法	安藝茂富氏	金五圓也	四三 法	奧瀬正一氏	金貳圓也	一 法	北住三之助氏	
金貳圓也	五 法	山本道俊氏	金貳圓也	一 商	平尾廉平氏	金貳圓也	六 法	伊藤慶藏氏	
金貳圓也	九 法	越智清太郎氏	金貳圓也	三 法	水本信夫氏	金貳圓也	四 法	原田鹿太郎氏	
金貳圓也	三 法	生次壽男氏	金四圓也	三四 法	水本信夫氏	金貳圓也	三 法	大森芳三郎氏	
金貳圓也	六 商	岡山福四郎氏	金貳圓也	同 法	吉岡勇四郎氏	金貳圓也	四 法	松島武三郎氏	
金貳圓也	四三 商	松本駒吉氏	金貳圓也	七 法	砂子薫氏	金貳圓也	一 經	佐藤政隆氏	
金貳圓也	六 商	松本駒吉氏	金貳圓也	一 商	馬渡貞夫氏	金貳圓也	二 經	金拾圓也	
金貳圓也	三 法	生次壽男氏	金貳圓也	一〇 法	阿會貫助氏	金貳圓也	四 法	清成五六郎氏	
金貳圓也	三 法	越智清太郎氏	金貳圓也	二 商	武村英男氏	金貳圓也	四 法	金貳圓也	
金貳圓也	五 法	山本道俊氏	金貳圓也	四〇 法	阿會貫助氏	金貳圓也	四 法	金貳圓也	
金貳圓也	三一 法	安藝茂富氏	金五圓也	推 商	武村英男氏	金貳圓也	四 法	金貳圓也	
金貳圓也	一〇 法	坂本七兵衛氏	金貳圓也	一 商	阿會貫助氏	金貳圓也	四 法	金貳圓也	
金貳圓也	三六 法	渡邊喜市氏	金貳圓也	四三 法	阿會貫助氏	金貳圓也	四 法	金貳圓也	
金貳圓也	一〇 商	横井亮祐氏	金貳圓也	九 法	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	四二 法	向井威夫氏	金貳圓也	三 法	阿會貫助氏	金貳圓也	一 法	金貳圓也	
金貳圓也	三九 法	中村守氏	金貳圓也	二 商	阿會貫助氏	金貳圓也	九 法	金貳圓也	
金貳圓也	三〇 法	小串榮藏氏	金貳圓也	四 商	阿會貫助氏	金貳圓也	一 法	金貳圓也	
金貳圓也	一 商	竹内國藏氏	金貳圓也	二 商	阿會貫助氏	金貳圓也	一 商	金貳圓也	
金壹圓也	三九 法	原田市之進氏	金貳圓也	推 商	阿會貫助氏	金貳圓也	一 經	金貳圓也	
金貳圓也	一一 法	橋岡熊四郎氏	金貳圓也	九 商	阿會貫助氏	金貳圓也	同	金貳圓也	
金貳圓也	七 法	中野榮次郎氏	金貳圓也	三七 法	阿會貫助氏	金貳圓也	六 商	金貳圓也	
金壹圓也	一一 商	柳原貞則氏	金五圓也	九 法	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	一一 經	糸島實太郎氏	金貳圓也	同 法	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	四五 法	石川敏雄氏	金貳圓也	七 法	阿會貫助氏	金貳圓也	八 法	金貳圓也	
金貳圓也	三八 法	永田宗太郎氏	金貳圓也	同 商	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	一 商	松本茂氏	金貳圓也	一〇 法	阿會貫助氏	金貳圓也	六 法	金貳圓也	
金貳圓也	七 法	山田九藏氏	金貳圓也	一 法	阿會貫助氏	金貳圓也	二 法	金貳圓也	
金貳圓也	二 商	岩岸林三郎氏	金貳圓也	三 法	阿會貫助氏	金貳圓也	七 法	金貳圓也	
金貳圓也	同	宮野廣正氏	金貳圓也	一 法	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	五 法	中野德司氏	金貳圓也	五 法	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	九 法	三原弘氏	金貳圓也	四 商	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	
金貳圓也	二 經	北本甚之助氏	金貳圓也	九 商	阿會貫助氏	金貳圓也	一 經	金貳圓也	
金貳圓也	三四 法	椿了氏	金貳圓也	二 商	阿會貫助氏	金貳圓也	四 法	金貳圓也	
金貳圓也	八 經	龜川四郎氏	金五圓也	七 法	阿會貫助氏	金貳圓也	三 法	金貳圓也	

校友諸氏へ

▽本誌維持費トシテ續續多額ノ御出捐ニ預リ  
 幾重ニモ御禮申上ゲマス。御拂込テ受ケタ都  
 度一受領書ヲ差上ゲルコトニ致シテ居ルノ  
 デスガ、ソシテ洩ナク誌上テ御報告スルコト  
 ニモシテ居ルノデスガ、若シ受領書未着又ハ  
 掲載洩ノ方ガアリマシタラ、御手数デスガ念  
 ノ爲メ御一報ヲ願ヒマス。

▽未ダ御出捐願ハナイ方ニ、催促ガマシクテ  
 恐縮デスガ、毎毎申上ゲテ居ル様ナ事情御推  
 量ノ上何分ノ御助力ヲ特ニ御願ヒ申上ゲマ  
 ス。若シ集金郵便ノ方ガ都合宜シイ様デシ  
 タラ、其ノ旨(金額ノ御指定ト共ニ)御一報願  
 ヒマス。但シ集金郵便ノ金額貳圓以下ノ場合  
 ニハ郵便局デ取扱ヒマセンカラ御含ミ置キテ  
 願ヒマス。

▽本年度卒業ノ方方ヘモ、爾後引キ續キ御送  
 リスルコトニ致シマスカラ、之又何分ノ御援  
 助ニ預リ度イト思ヒマス。尙ホ本年卒業ノ方  
 デ、第一號乃至第七號御入用ノ方ハ、マダ多少  
 殘部ガアリマスカラ、御申越次第御送付申上  
 ゲマス。但シ一部ニ付キ實費金拾五錢(郵便  
 爲替又ハ小額郵便切手ニテ)御拂込ミ下サイ。

(以下次號)



雜錄

社會事業視察

本學中村教授、櫻井講師並に學生の有志は社會事業研究の目的を以て四月十六、十七の兩日大阪市社會部の經營する今宮共同宿泊所、兒童相談所、本庄公設市場、市立寄宿舎、産院、乳兒院等を視察した。尙ほ屢屢此の種の視察を爲し、一層廣く社會事業の研究を進めんとしてゐる。

我我一行のため特に課員を派出し種種便宜を與へられた大阪市社會部の厚意に對し感謝の意を表す。(櫻井)

山錦後援會の設立

會て本學在學中相撲部選手として活躍した本名山田事、山錦善治郎氏が今春新に入幕した事は既報の通りであるが、今回之を機會として、東京在住の本學校友、岡本四郎九、水上孝正、藤本保一、富家逸郎太等の諸氏が發起者となつて、山錦後援會を組織し、普く校友諸氏の贊同を希望してゐるこの事である。因に同會會則は左の通りである。

山錦後援會會則

- 第一條 本會ハ山錦後援會ト稱ス
第二條 本會會員ハ關西大學校友及同志ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ山錦ニ對シ後援ヲ與ヘ何等後願ノ憂ナカラシメ以テ目的ノ貫徹ニ一意努力セシメ同人ヲ鞭撻督勵スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ山錦ノ弟子養成ニ就テ援助ヲ爲シ山錦又ハ弟子ニ對シ若シ疾病、負傷其他災厄ニ罹リタル時ハ其程度ニ依リ相當ノ援護ヲ爲ス
第五條 本會ノ趣旨ニ贊助セル者ヲ會員トス

第六條 會員ハ年額金參拾圓ヲ會費トシテ拂込ムベキモノトス、拂込方法ハ一時拂、二期拂(毎年四月、十二月ノ二回)トス
第七條 集金方法ハ直接集金セシムルカ又ハ集金郵便ヲ以テス、既納會費ハ如何ナル事由アルモ返戻セザルモノトス

第八條 會員ハ出羽海部屋ノ稽古相撲ヲ隨時觀覽スルコトヲ得且ツ幹事ノ通知シタル日ニ於テ一月及五月ノ本場所相撲ヲ無料觀覽スルコトヲ得
第九條 會員ニシテ退會セントスル者ハ本會ニ通知スルコトヲ要ス

第十條 本會ハ會費及有志ノ寄附金ヲ以テ收入金トス
第十一條 本會ハ本場所總見費及ビ本人ノ獎勵費、弟子養成費、事務費ヲ以テ支出金トス
第十二條 收入金ヨリ支出金ヲ控除シタル殘金ヲ凡テ積立金トス

第十三條 會費及積立金ハ信用アル銀行ニ預金ス、但シ預金ノ引出ハ本會幹事ノ證印ヲ要ス
第十四條 積立金ハ山錦引退ニ際シ養老金トシテ交付ス
第十五條 會務ヲ處理スル爲メニ幹事五名ヲ置ク

第十六條 幹事ハ會員ノ互選トス、幹事ハ何レモ無報酬トス、但シ實費ハ之ヲ支給スルコトヲ得
第十七條 本會ニハ出納ヲ明ニスル爲メ會計簿及會員名簿各一冊ヲ備フ
第十八條 幹事ノ任期ヲ滿一ケ年間トシ毎年五月ノ總會ニ於テ之ヲ選舉ス、但再選ヲ妨ゲズ

第十九條 幹事ハ本會ノ收支、本場所觀覽並通信其他山錦ニ關スル事務ヲ管掌ス
第二十條 幹事一名ヲ專任幹事トス、專任幹事ハ專ラ金錢ノ出納事務ヲ掌ルモノトス
第二十一條 專任幹事ハ幹事ヨリ互選ス
第二十二條 專任幹事ハ金錢ノ出納ニ關シ一切ノ責ヲ負フ

第二十三條 毎年五月本場所打場後ニ總會ヲ開キ會務ヲ報告シ總會終了後懇親會ヲ開ク、當日ノ會費及場所ハ其都度幹事協議ノ上決定通知ス
第二十四條 本會事務所ヲ當分左記ニ置ク
『東京市本郷區湯島二丁目一六近藤方』

編輯餘錄

▼毎號發行が後れ勝ちなので、切めて四月の新學年を機會として期日に後れないやうにしたいものだ。緊要漸く編輯に取り掛つた時、俄然急病に侵され脾肉を嘆じながら、やみやみ一箇月餘りも病褥に過すことを餘儀なくされました。▼それでもまだ壽命が盡きなかつたのか、辛ぶじて命を取り止め、所謂死線とやらをまなまこ越へ得たばかりでなく、今では元の健康體に歸つて、どうにか斯うにか本誌の編輯を續け得るやうになつたのは不幸中の幸でした。特に御心配下さつた方々に誌上で御安心を願つて置きます。▼斯う云ふ都合で編輯に一頓挫を來しました。唯服部教授其の他の御盡力で、四月號は後れながらも出して頂けた譯です。此の點同教授並に特に本誌編輯の爲めにお骨折願つた方々に深く謝意を表

します。▼順後れになつて來て、本誌の發行も到底豫定の期日には出來ないまでも切めて月中に出したいもの、一生懸命に働いた結果、どうやら月末までに出せそうだと云ふ事が判つたのでほつと安心致しました。

▼勿論それで満足だとも、責を免れ得たとも考へてゐる譯ではありません。尙ほ一層努力して早く毎月十五日に發行出来るやうに心掛けはしますが唯本誌が後れたこと、尙ほ次號も或は多少後れるかも知れないと云ふやうなことが、右のやうな事情に餘儀なくされた結果であること御諒解願ひたいと思ふのです。

▼來る六月五日は、とうとう、近世經濟學の創始者アダム・スミスの二百周年に相當するので、特に本誌には斯學の新進研究家、伊東氏に請ふてアダム・スミスに關する寄稿を願ひましたが、學術上の先輩を偲ぶ意味に於て意義深い事であると思ひます。(經世)

大正十二年五月十三日印刷
大正十二年五月十五日發行

不許複製
編輯兼發行人 辰 巳 經 世
印刷者 飯田彌之助
印刷所 株式會社 三有社
發行所 關西大學學報局
大阪府北區上福島北二丁目

舊學舎 關西大學
大阪府北區福島
電話 土佐堀(一〇四九)
電話 土佐堀(五五七〇)
新學舎 關西大學
大阪府外千里山
電話 吹田(一一三)



現代科學ノ教フル總テノ勞力  
 現節減機能ヲ網羅シテ所謂獨  
 乙工業ノ粹ヲ發輝セルタイ  
 プライターハ Continental  
 ナリ

代表的構造堅牢ニシテ使用簡  
 易ナル事ハ云フニ及バズ、

代價又低廉ナレハタイブラ  
 イタートシテ最モ理想的ノ  
 モノナリ

圖書館カード  
 作製ニ便利ナル  
 L. C. Smith &

Bros. TYPEWRITER

機 械 其 物 ガ 厚 キ 小 形 ナ ル カ ー  
 ド 書 キ ニ 適 ス ル 様 構 造 セ ラ  
 レ タ ル モ ノ ニ シ テ 今 ヤ 我 國  
 ノ 圖 書 館 ハ 本 器 ノ ミ ヲ 用 ヒ  
 テ カ ー ド 作 製 ヲ ナ シ ッ 、 ア  
 リ

法學士 加茂正一著

タイプライター  
 の知識と練習

全一冊 金2.50錢 送料.18錢

何レモ御一報次第説明書送呈ス

圖書館用品・オフィ  
 ス用機械器具・印刷

合資會社

間宮商店

大阪市北區木幡町二一(電車通)  
 振替大阪59869番

千里山學報 第九號

文房具、制帽  
 雜貨、食料品

關西大學給品部

學内學生控所内

關西大學  
 關西甲種商業  
 指定

明文堂 野島書店

大阪市北區上福島北三丁目  
 電話 土佐堀 一二八六番  
 振替 大阪 三九九九一番  
 本學校友 野島藤次郎

關西大學  
 關西甲種商業  
 指定洋服商

大阪市上本町六丁目

長谷屋號

電話 南四五二番  
 振替大阪五五三八番

●今宮支店 ●釣鐘町支店

關西大學  
 甲種商業  
 指定

西區京町堀上

難波洋服店

電話土佐堀二六三五番

關西大學講師 會計士 畠山豊吉先生著(最新刊)  
同志社大學講師

# 最新銀行簿記

△菊判總クロス上製 紙數貳百八拾餘頁 定價金貳圓四拾錢 内地送料金拾貳錢

本書は多年住友銀行にありて實務の經驗を積み次で海外に留學し親しく英米其他の銀行實務を精査して歸朝せられ現に斯界の權威者たる著者が輓近銀行業範圍の膨脹に連れ大銀行組織に移る傾向顯著なるを見之に適應すべき事務の改善に資すべく其蘊蓄を傾けて最新の實務を極めて平易に叙述せられたる最新にして比類なき銀行簿記なり敢て一讀を奨む

法 律 經 濟 書 類 專 賣

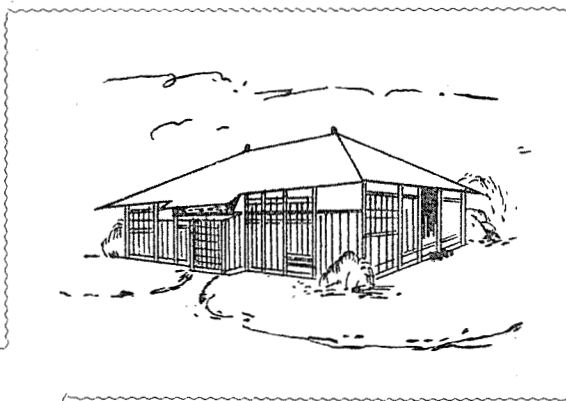
大 阪 市 北 區 會 根 崎 上 三 丁 目  
巖 松 堂 書 店

振 替 大 阪 三 一 九 七 二  
電 北 一 六 五 三

辯護士 平尾鹿平先生著

## 模範手形法講話

定價金貳圓八拾錢  
内地送料金拾貳錢



大 阪 大 學 三 十 三 分

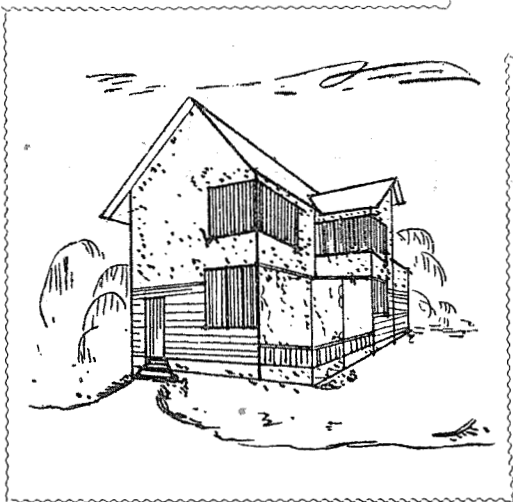
文 化 的 設 備 施 施 せ る

簡 易 住 宅 百 戶 完 成

大 阪 市 北 區 中 島 四 丁 目 ● 大 阪 市 外 千 里 山

大 阪 住 宅 經 營 株 式 會 社

電 話 土 佐 堀 一 二 七 九 ● 一 九 七 九 ● 吹 田 一 〇 五



ちよつと西洋に  
でも行つたやう  
な感じのする田  
園都市です。一  
度御覽下さい。

諸友のポケットに  
ありて最も便利と  
最も愉快とも分福す  
る.....

# カーター

キングインキ  
萬年石筆  
萬年黑板  
カーター萬年筆株式會社  
大阪市南區高津一丁目二六

